

あらかじめお伝え、お願い、ご承知いただきたいこと。

1、このセミナーは**国の公式見解**ではありません。

BUNさんの推測による事項も多々あります。

よって、実際の施行時には実現しない内容や違う内容になる可能性もあります。

2、処理業許可不要制度に焦点を絞っています。よって、他の事項は手薄です。

3、参加者名簿を見ますと初心者の方も多いようです。

一廃、産廃許可制度や各種リサイクル法の概要などは、ベテランから見ると十分にご承知の事項もあると思いますが、これらはプラ新法に密接に関わることなので、「復習」としてお付き合いいただければ幸いです。

「プラ新法」の概要と想定される許可不要制度



BUN環境課題研修事務所

主宰 長岡 文明

この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

- 1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)
- 2、どんな新たな制度が登場するのか。
- 3、新たな許可不要制度。
- 4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。
- 5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。
- 6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。
- 7、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？
- 8、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。
- 9、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。
- 10、市町村が関わる新制度(容リ法の変異形)
- 11、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。

この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)

2、どんな新たな制度が登場するのか。

3、新たな許可不要制度。

4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。

5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。

6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。

7、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？

8、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。

9、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。

10、市町村が関わる新制度(容リ法の変異形)

11、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。

国(環境省・経産省)の説明資料から

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等



<あらゆる主体>

<多様な物品>

<包括的に>

あまりにも大風呂敷、抽象的でよくわからない。

誰が……

どのような対象物に……

どのようなことを……

どのような手法、方策で……

やらせようとしているのか



2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。



＜付け替えボトル＞

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



＜ワンウェイプラスチックの例＞

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容リ法ルート**を活用した**再商品化**を可能にする。



＜プラスチック資源の例＞

- 市区町村と再商品化事業者が**連携**して行う**再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別・梱包等**を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化**する計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は**廃棄物処理法の業許可が不要**に。



＜店頭回収等を促進＞

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は**廃棄物処理法の業許可が不要**に。

いろんな事項を表に詰め込んだので、情報が多すぎ。
個別に見ていこう。

誰が・・・
どのような対象物に・・・
どのようなことを・・・
どのような手法、方策で・・・

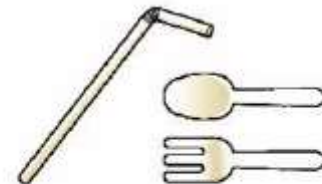
設計
・
製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。

誰が・・・・・・・・・・・・・・・・	設計、製造者
どのような対象物に・・・・	設計、製造する物
どのようなことを・・・・・・	環境配慮(指針)に合った
どのような手法、方策で・・	指針、率先購入、設備支援

誰が……
どのような対象物に……
どのようなことを……
どのような手法、方策で……



＜ワンウェイプラスチックの例＞

販売
・
提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - ▶ 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。

誰が……………	販売、提供者
どのような対象物に……	ワンウェイプラスチック
どのようなことを……………	判断基準に合った
どのような手法、方策で……	指導、助言、勧告、公表、命令

プラ12製品に新規制

来年4月にも 有料化や再利用義務

政府は、小売店や飲食店などで無償提供されている使い捨てスプーンなど12種類のプラスチック製品について、小売店や飲食店に有料化や再利用など対策を義務づける方針を固めた。23日に開かれた審議会で、環境省と経済産業省が政令・省令案を示した。

対象となるのは、コンビニエンスストアのスプーンや宿泊施設のくしやカミソリ、クリーニング店のハンガーなど12種類のプラスチック製品。提供量が多く、使用の合理化により、プラスチックごみ(プラごみ)の排出抑制が見込まれる製品を選んだ。

規制対象の12製品

コンビニや飲食店

- ・フォーク
- ・スプーン
- ・ナイフ
- ・マドラー
- ・ストロー

宿泊施設

- ・ヘアブラシ
- ・くし
- ・カミソリ
- ・シャワーキャップ
- ・歯ブラシ

クリーニング店

- ・ハンガー
- ・衣類用カバー

事業者には、省令案で指定する対策から一つ以上を選択し、取り組むことを義務づける。具体的には①有料化②受け取らなかった客へのポイント還元③再利用④代替素材への転換——などを挙げた。

プラ製品の使用量が年間5t以上の事業者については対策を講じない場合、国が勧告や社名公表などを行い、命令違反には50万円以下の罰金を科す。

6月に国会で成立した新法「プラスチック資源循環促進法」に基づくもので、来年4月の同法施行にあわせて導入する方針だ。

規制対象物品、ほぼ内定か？

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容リ法**ルートを活用した**再商品化**を可能にする。



＜プラスチック資源の例＞

- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う**再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等**を**省略**して再商品化事業者が実施することが可能に。

誰が.....

排出、回収である市町村
どのような対象物に....

プラスチック資源
どのようなことを.....

再商品化
どのような手法、方策で・

容リ法活用、民間連携

＜既存規制制度の緩和＞

◎主務大臣認定の再商品化事業の場合
選別、梱包等省略

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化**する計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

誰が……………

製造・販売事業者等

どのような対象物に……

プラスチック資源

どのようなことを……………

自主回収、再資源化

どのような手法、方策で・

再資源化計画認定

＜既存規制制度の緩和＞

◎主務大臣認定の場合は

認定事業者は処理業許可不要

排出
・
回収
・
リサイクル

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への **勧告・公表・命令**を措置する。

誰が……………	排出事業者
どのような対象物に……	プラスチック資源
どのようなことを……………	「とりくむべきこと」
どのような手法、方策で・	判断基準、指導、助言、勧告、
公表、命令	

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

誰が……………	排出事業者
どのような対象物に……	プラスチック資源
どのようなことを……………	再資源化計画
どのような手法、方策で・	再資源化計画認定

＜既存規制制度の緩和＞

◎主務大臣認定の場合は
認定事業者は処理業許可不要

この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)

2、どんな新たな制度が登場するのか。

3、新たな許可不要制度。

4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。

5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。

6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。

7、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？

8、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。

9、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。

10、市町村が関わる新制度(容リ法の変異形)

11、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。

ここからは、「許可不要制度」に焦点を絞り見ていきましょう。



法律で「許可不要制度」を明言しているもの。

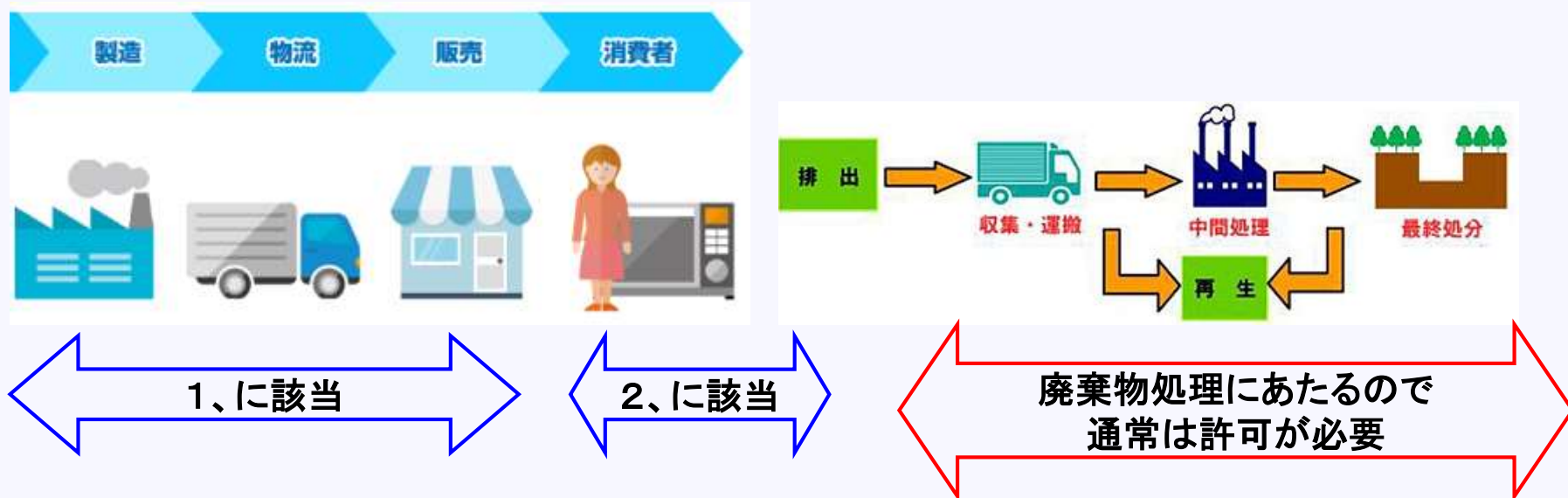
- 1、製造・販売者自主回収認定
- 2、排出事業者認定

実質的に「許可不要制度」になると思われる制度。

- 1、市町村容リ法活用ルート

法律で「許可不要制度」を明言しているもの。
「物」の流れと、その主体について
廃棄物処理法における位置付けを確認しておこう。

- 1、製造・販売者自主回収認定
- 2、排出事業者認定



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)

2、どんな新たな制度が登場するのか。

3、新たな許可不要制度。

4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。

5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。

6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。

7、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？

8、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。

9、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。

10、市町村が関わる新制度(容リ法の変異形)

11、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。

法律で「許可不要制度」を明言しているもの。＜条文確認＞

1、製造・販売者自主回収認定

第六章 製造事業者等による自主回収及び再資源化

（自主回収・再資源化事業計画の認定）

第三十九条 自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品（当該プラスチック使用製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含む。）が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該自主回収・再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画（以下この条及び次条第四項において「自主回収・再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

BUNさん注目点

自社製品だけでなく、同種他社製品も対象物に含まれる。
自社が自ら行う時だけでなく、「委託」して行うことも想定。

1、製造・販売者自主回収認定＜条文確認＞

(廃棄物処理法の特例)

第四十一条 認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七條第一項若しくは第六項又は第十四條第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。)を業として実施することができる。

3 認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者(認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第三十九条第二項第五号に規定する者に限る。)は、廃棄物処理法第七條第一項若しくは第六項又は第十四條第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

第41条第1項→認定事業者そのものは一般廃棄物・産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要

第41条第3項→認定事業者からの委託者も一般廃棄物・産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要

「製造・販売者」は排出者ではないので、本来は許可が必要であるが、「自主回収認定」を受ければ、許可不要。

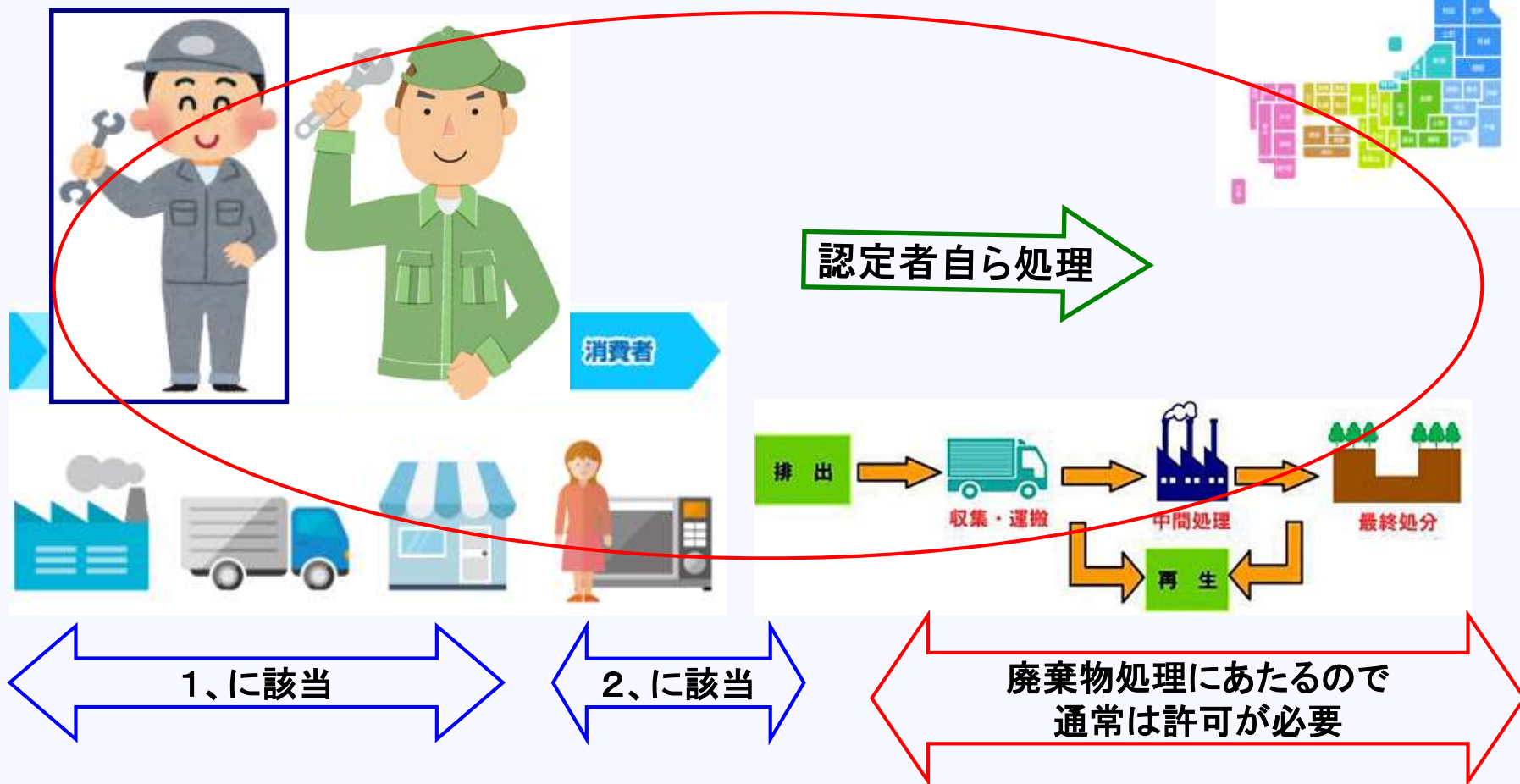
さらに、「自主回収認定」を受けた「製造・販売者」の委託を受ければ、その受託業者も、許可不要。



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

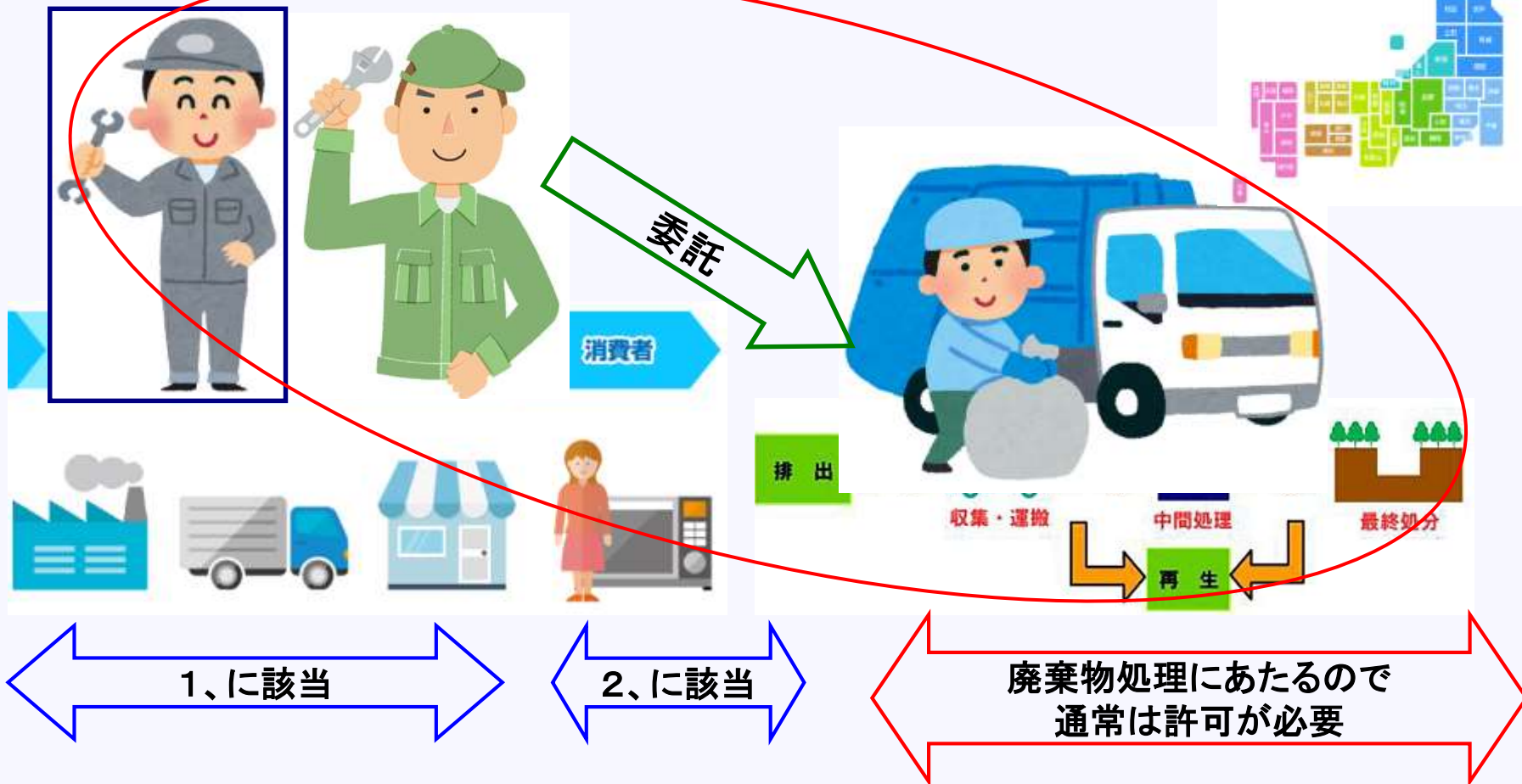
「1、製造・販売者自主回収」(41条1項認定)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

「1、製造・販売者自主回収」(41条3項認定)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

- 1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)
- 2、どんな新たな制度が登場するのか。
- 3、新たな許可不要制度。
- 4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。
- 5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。
- 6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。
- 7、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？
- 8、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。
- 9、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。
- 10、市町村が関わる新制度(容リ法の変異形)
- 11、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。

「1、製造・販売者自主回収」の認定を受けるには



(自主回収・再資源化事業計画の認定)

第三十九条

2 自主回収・再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四 自主回収・再資源化事業の内容

五 使用済プラスチック使用製品の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

六 使用済プラスチック使用製品の収集又は運搬の用に供する施設

七 使用済プラスチック使用製品の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

八 使用済プラスチック使用製品の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合には、その内容

九 その他主務省令で定める事項

「1、製造・販売者自主回収認定」の内容に変更



(自主回収・再資源化事業計画の変更等)

第四十条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定自主回収・再資源化事業者」という。)は、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定自主回収・再資源化事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 認定自主回収・再資源化事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

変更認定

四 自主回収・再資源化事業の内容

五 委託者

六 収集又は運搬の用に供する施設

七 処分施設の所在地、構造及び設備

事後届出

一 申請者の氏名又は名称

二 役員の氏名

三 申請者が個人(まず無い)・・

八 再資源化の内容

九 その他主務省令で定める事項

このように「許可不要制度」と言うものの、フリーハンドという訳ではない。



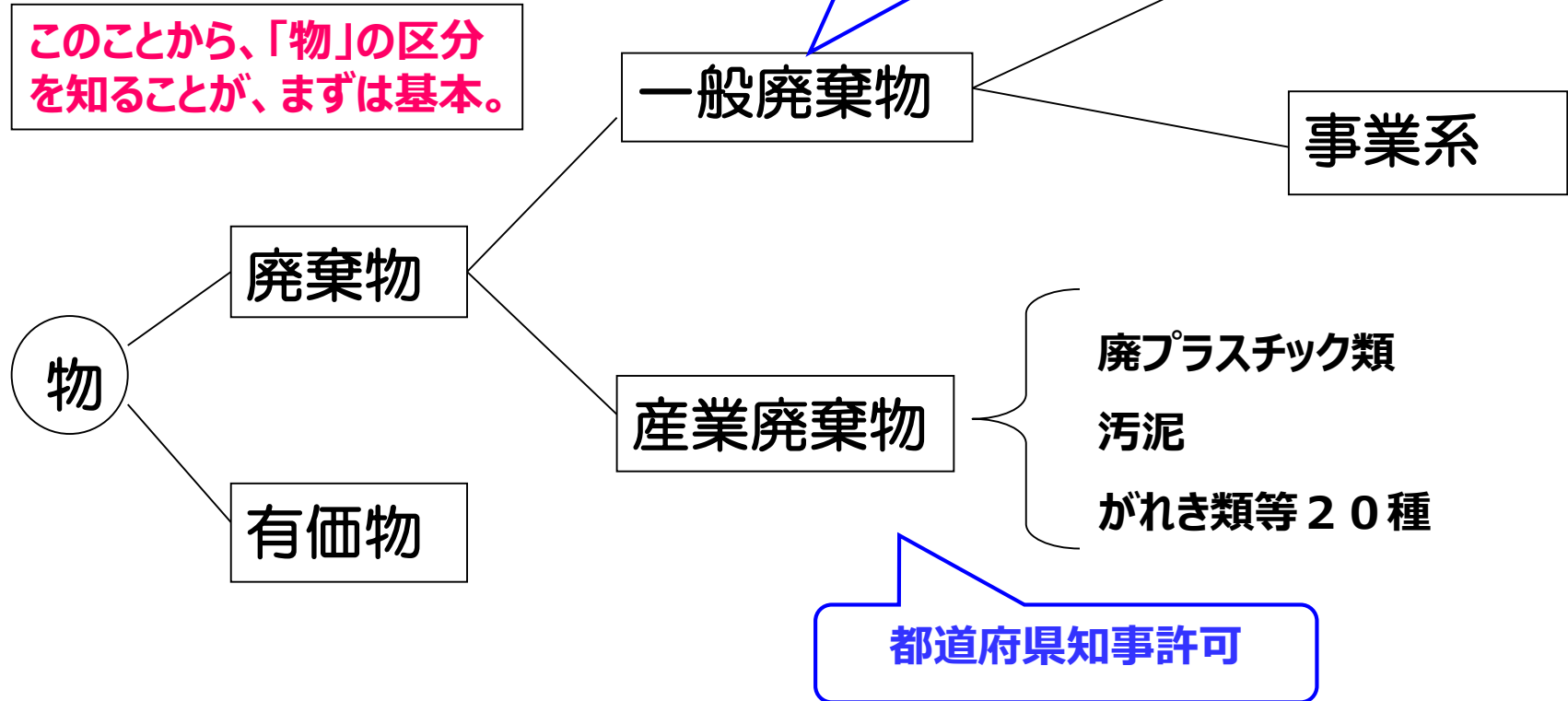
その手続きは許可とあまり変わらないのではないか

既存制度である大臣広域認定や小型家電R法と同レベルの「メリット」「デメリット」の感じがする。

自治体ごとの許可は不要という点ではメリット
特に一般廃棄物について許可不要になるのはメリット

事業内容、それを担う受託業者(リサイクラー)の変更はもちろん、使用する処理施設の変更も事前の変更認可が必要。(文言上は使用する車両の変更もこれに該当)

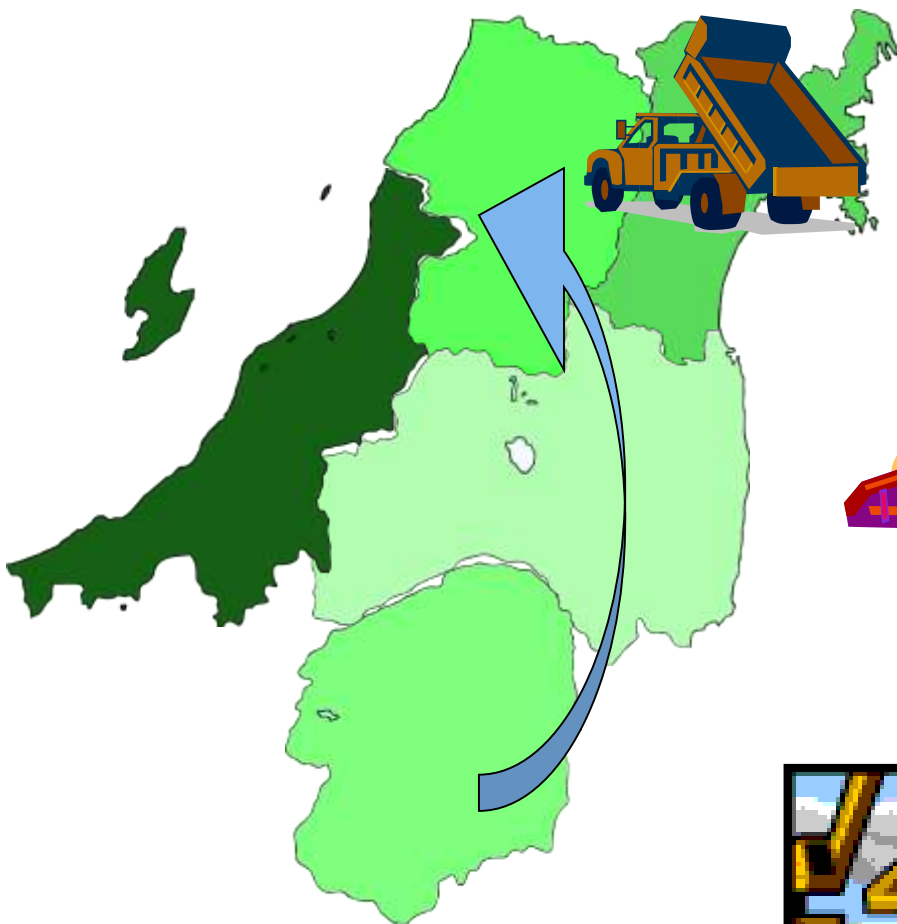
廃棄物の区分



許可が産廃と一廃で別のため、「一廃の許可業者」であっても、産廃を扱えば「無許可」となる。

産廃は種類ごとの許可なので、「廃プラスチック類」の許可を持っていたとしても、「汚泥」の許可を持たない会社が扱えば、「無許可」となる。

積み降しの場所で許可



降ろす県で収集運搬の許可
が必要(山形県)

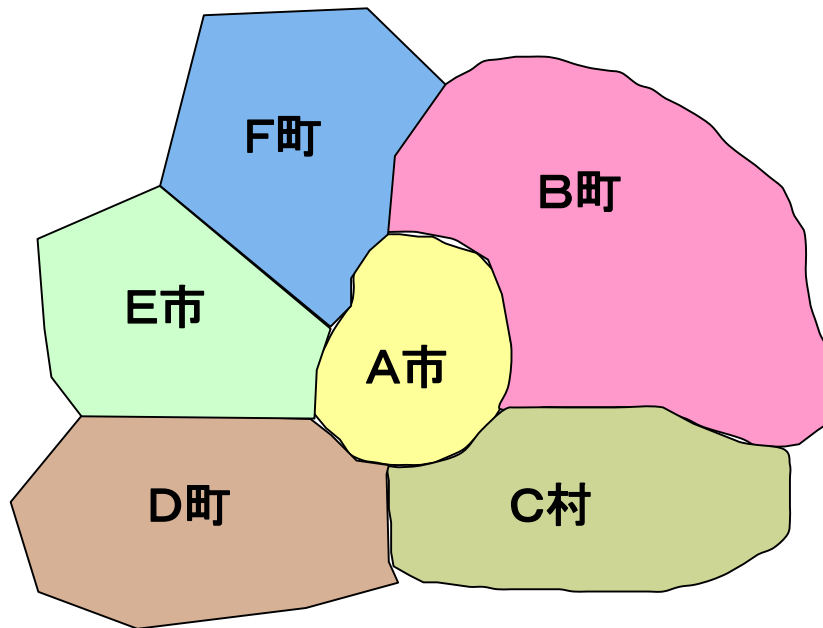


単に通過するだけの県で
は許可は不要(福島県)



積み込む県で収集運搬の
許可が必要(栃木県)

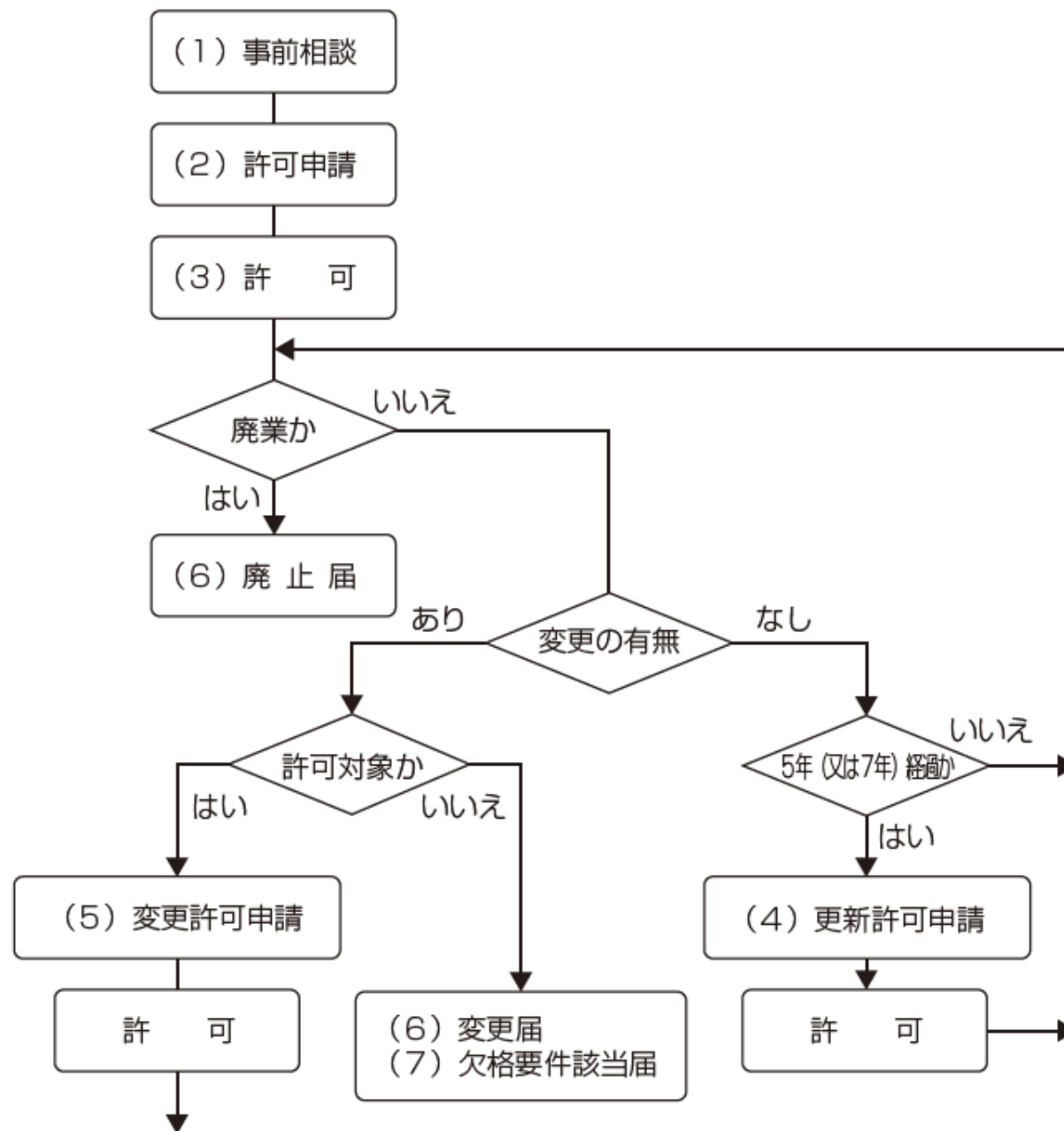
一般廃棄物処理の難しさ



一般廃棄物の場合も、積み卸しを行う場所で許可は必要。
このため、広域的な処理を行うためには、多くの市町村の許可が必要になる。

しかし、一般廃棄物は市町村の自治事務であり、市町村自らによる処理を原則としていることから、市町村一般廃棄物処理計画にマッチしない一般廃棄物処理業の許可は行わない。





◆図6.1 産業廃棄物処理業の申請から廃止まで

この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

- 1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)
- 2、どんな新たな制度が登場するのか。
- 3、新たな許可不要制度。
- 4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。
- 5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。
- 6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。
- 7、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？
- 8、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。
- 9、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。
- 10、市町村が関わる新制度(容リ法の変異形)
- 11、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。



産業界(販売者等から)からの規制緩和の要望が強いにもかかわらず、なぜ、このような制度を想定しているのか

付帯決議

- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案に対する附帯決議
 - 令和三年六月三日
 - 参議院環境委員会
- 政府は、本法の施行に当たり、次事項について適切な措置を講ずべきである。
- 5、製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画及び排出事業者の再資源化事業計画に係る認定による廃棄物処理法の特例について、当該特例の運用が廃棄物処理法の趣旨にもとることがないよう、各事業者に対し適切な指導・監督を行うこと。

廃棄物処理法の趣旨にもとることがないよう

目的: 生活環境の保全及び公衆衛生の向上

業許可制度

使用機材、法人役員
の届出

•処理基準

•委託基準

処理施設許可制度

•構造基準

•維持管理基準

悪臭、飛散、流出、地下浸透、害虫、鼠

車両表示

委託契約書

マニフェスト



なにをどこまで緩和可能か？
理屈は付けられるのか？
既存制度とのバランスは？

この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

- 1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)
- 2、どんな新たな制度が登場するのか。
- 3、新たな許可不要制度。
- 4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。
- 5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。
- 6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。
- 7、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？
- 8、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。
- 9、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。
- 10、市町村が関わる新制度(容リ法の変異形)
- 11、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。

許可制度、許可不要制度の確認

では、なぜ産業界は自らで処理をやらずに、既存業者を活用しようとするのか。

(もちろん、プラ新法をきっかけに自社による処理に乗り出すところもあるだろうが。)

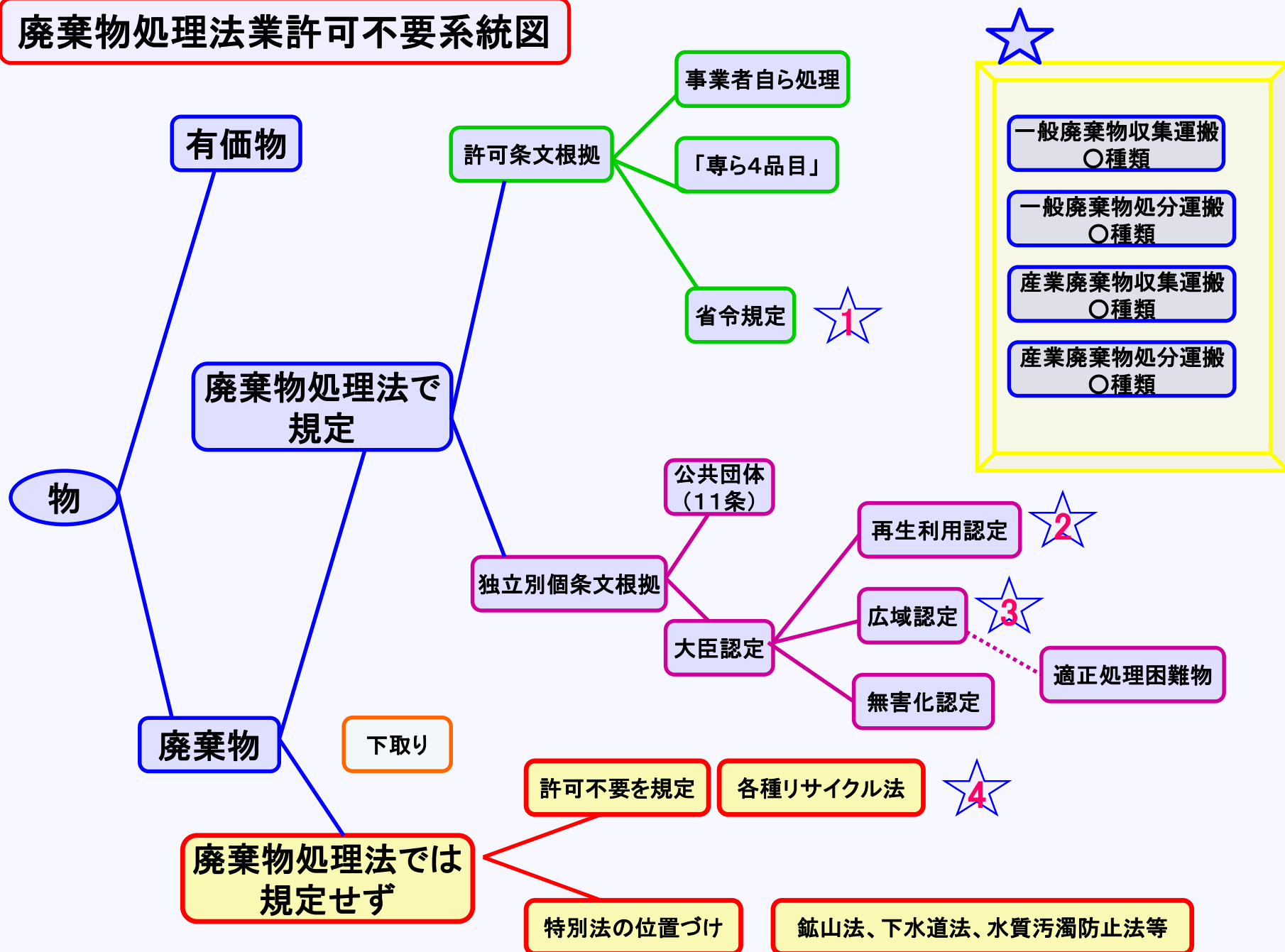
それは、許可不要制度の活用は、許可を取得するのと同レベル(またはそれ以上に)に難しい。

ここからしばらくは、許可制度、既存の許可不要制度について確認してみよう。

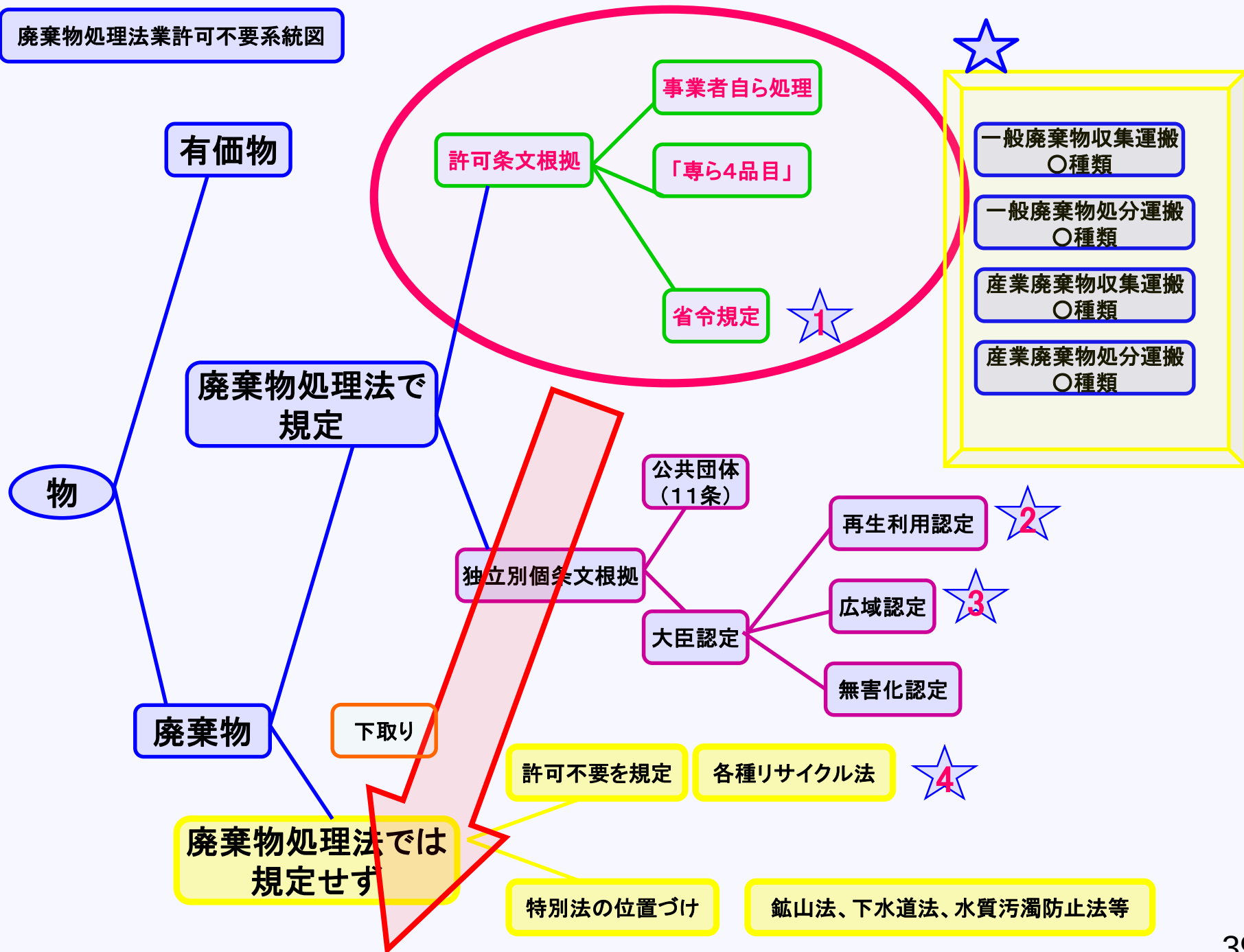
以降の「許可不要制度」は資料紹介のみで、講義では取り上げないものもあります。



廃棄物処理法業許可不要系統図



廃棄物処理法業許可不要系統図



廃棄物処理法業許可不要系統図

事業者
自ら処理

「専ら4品目」

古繊維、古紙、鉄くず、空き瓶

許可条文
根拠

省令規定

一般廃棄物収集運搬
10種類

一般廃棄物処分
6種類

産業廃棄物収集運搬
12種類

産業廃棄物処分
8種類

特別管理産業廃棄物運搬
5種類

特別管理産業廃棄物処分
3種類

根拠条文

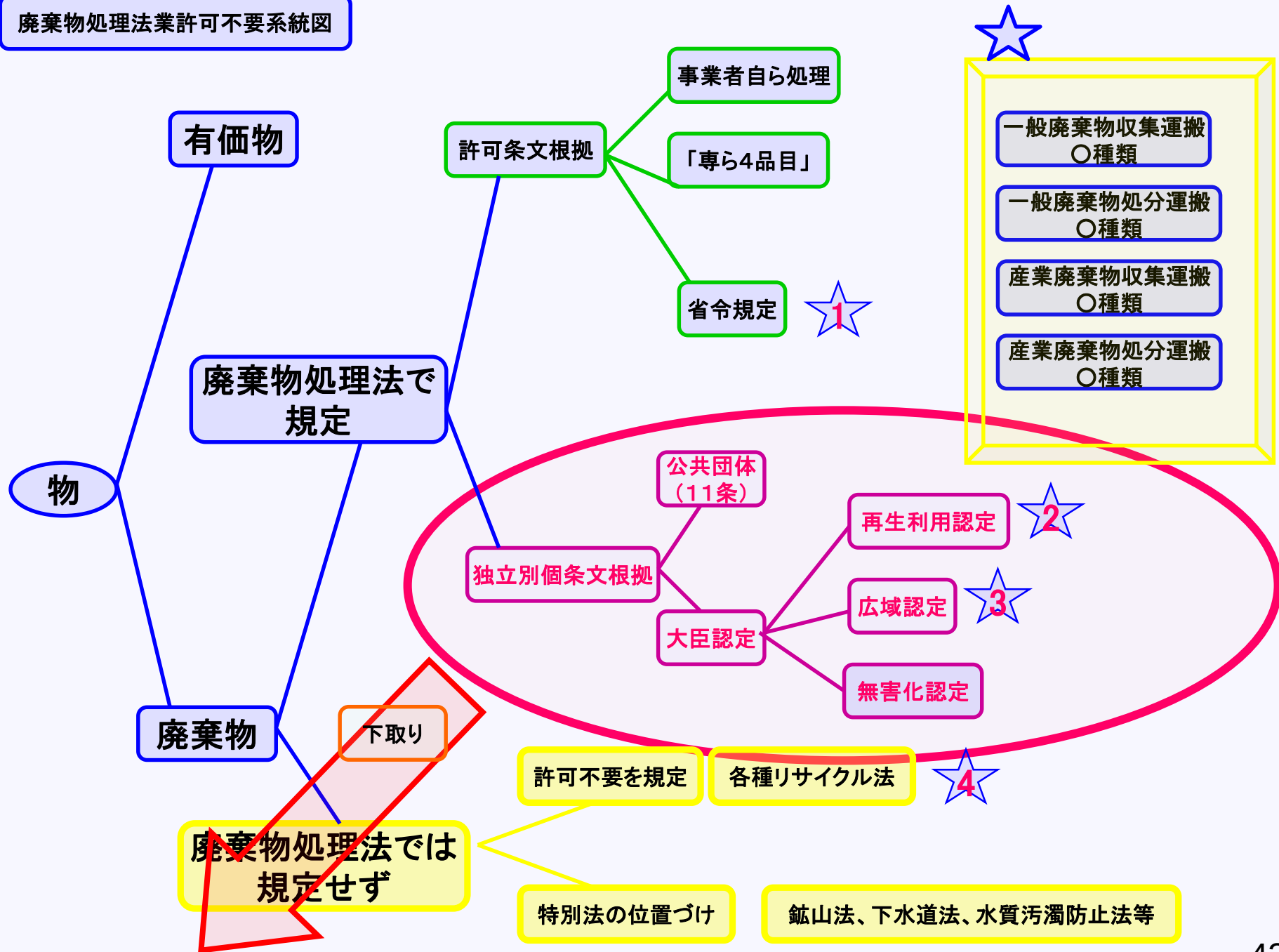
(一般廃棄物収集運搬業)

第七条

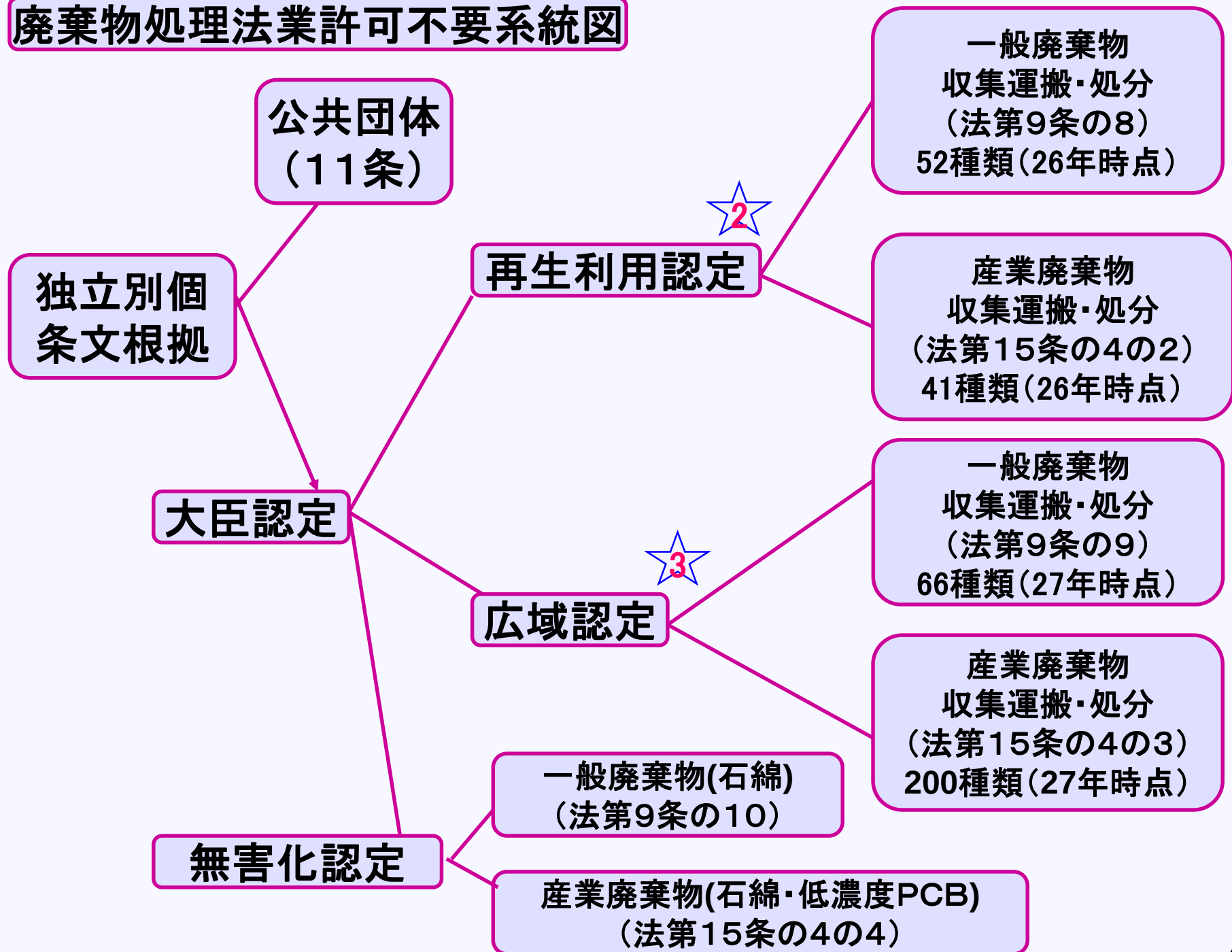
一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。**ただし、事業者**(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、**専ら再生利用の目的**となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者**その他環境省令で定める者**については、この限りでない。

一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業、同処分業ともに同様の表現。

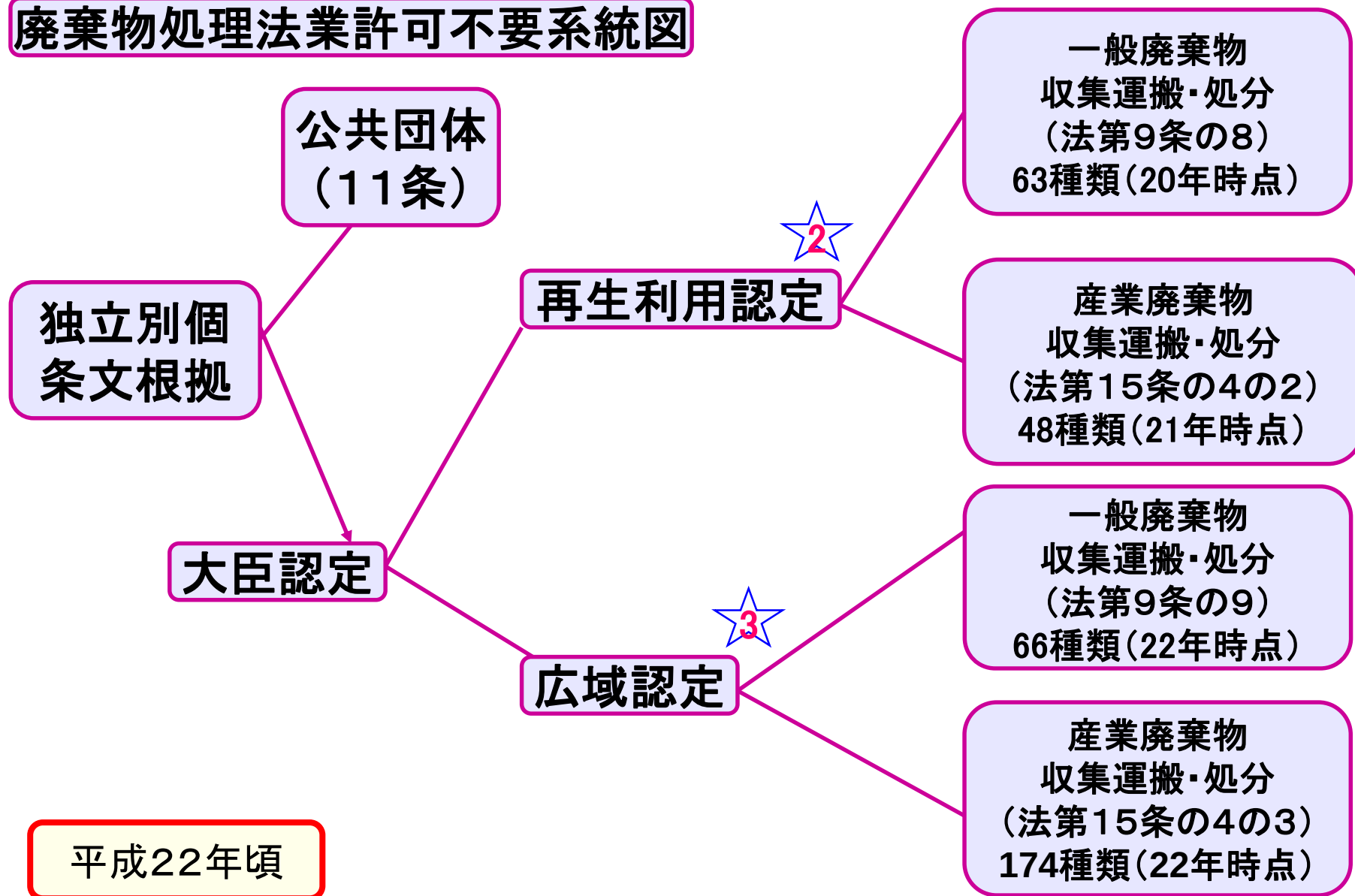
廃棄物処理法業許可不要系統図



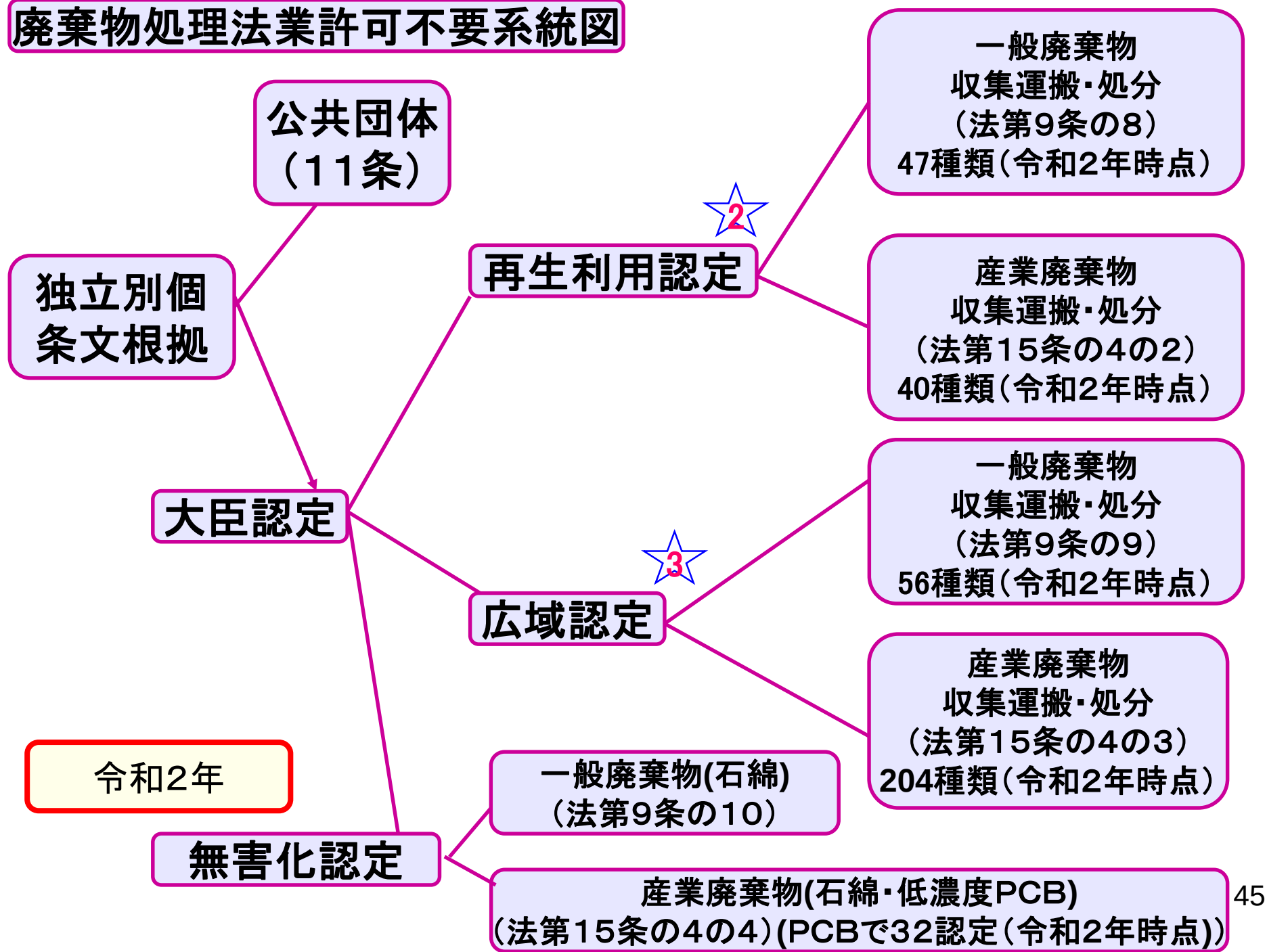
廃棄物処理法業許可不要系統図



廃棄物処理法業許可不要系統図



廃棄物処理法業許可不要系統図



根拠条文

(一般廃棄物の広域的処理に係る特例)

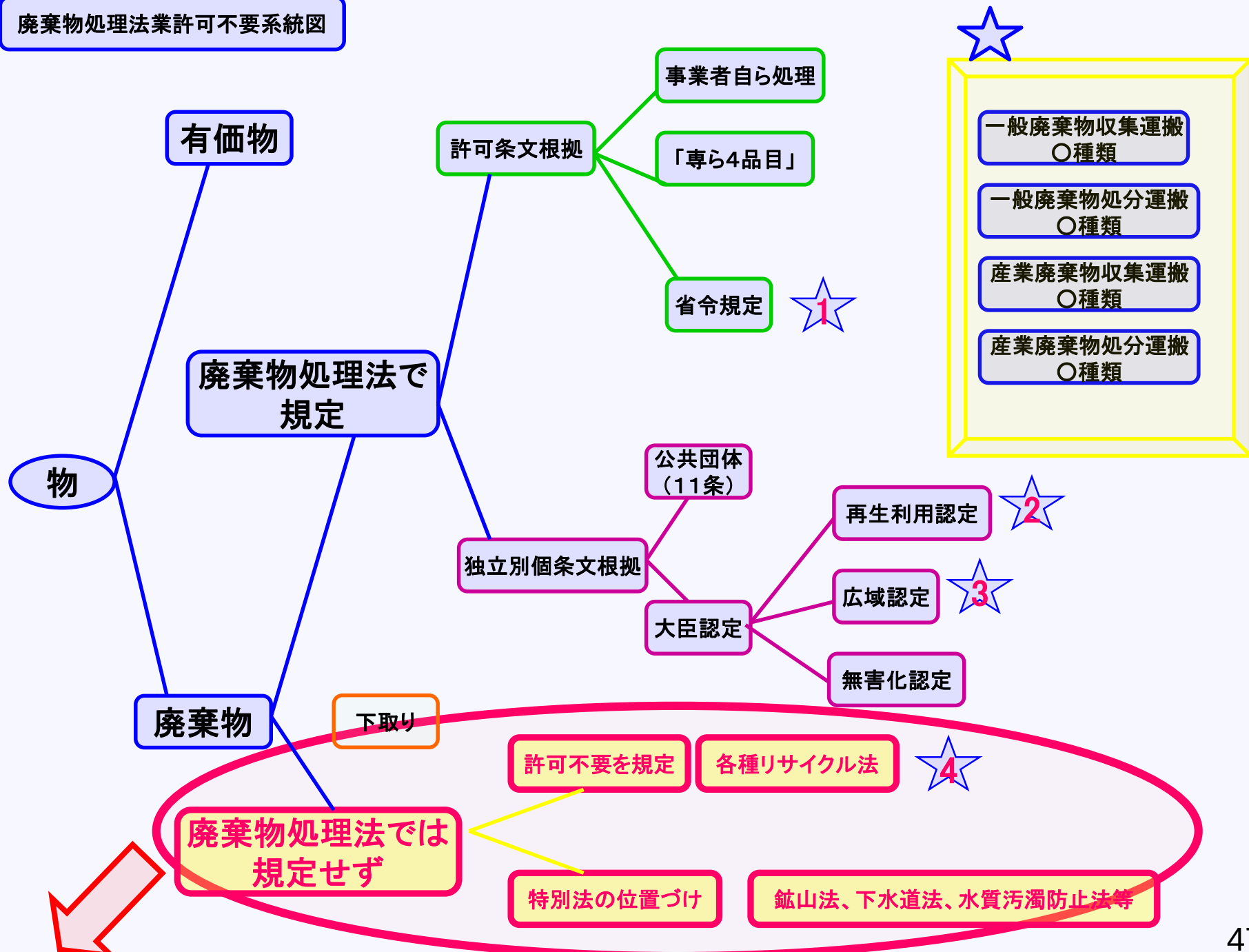
第九条の九

環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者(当該処理を他人に委託して行い、又は行おうとする者を含む。)は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

4 第一項の**認定を受けた者**(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(第二項第二号に規定する者である者に限る。))を含む。)は、第七条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による**許可を受けないで**、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を**業として行うことができる**。

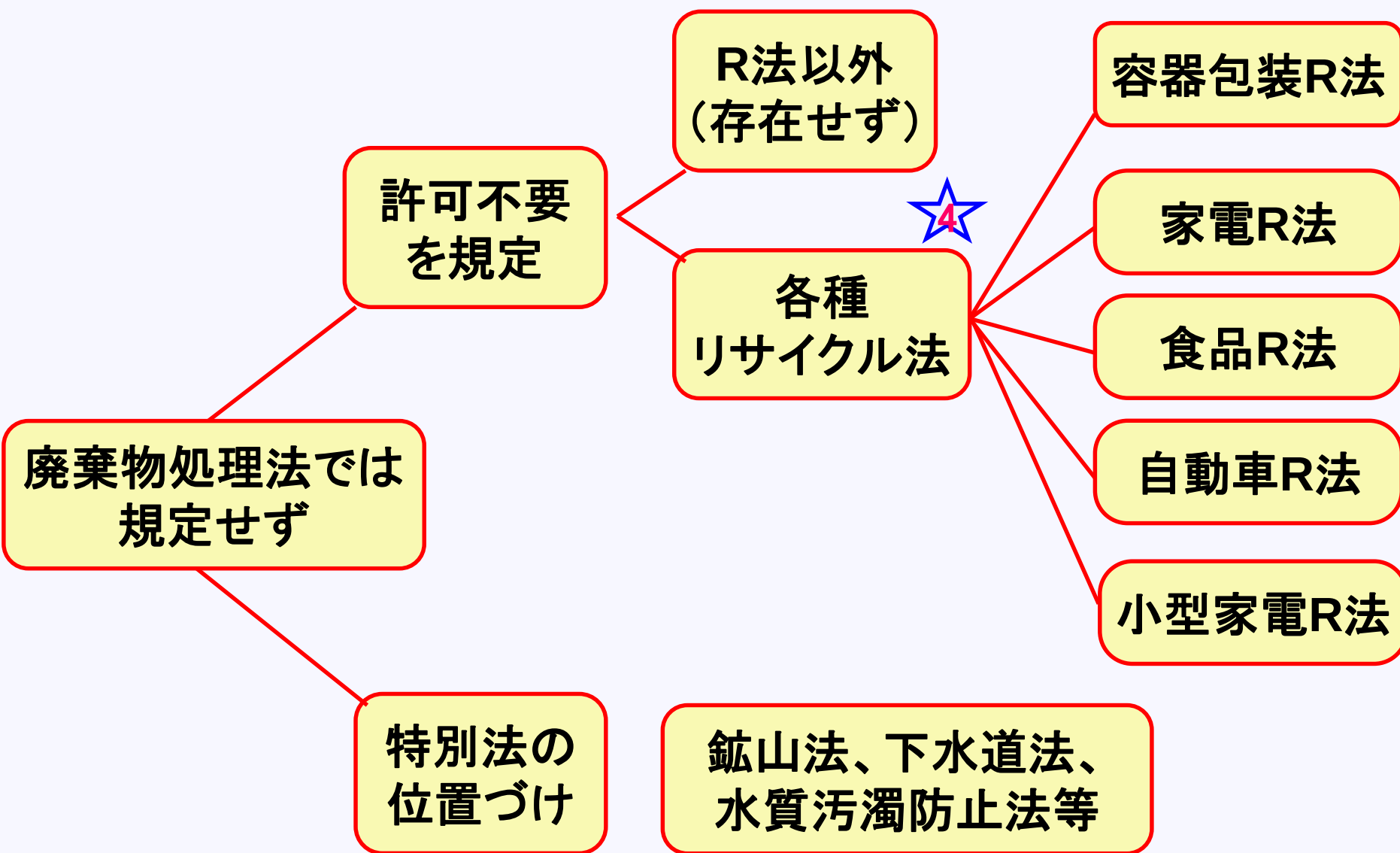
産業廃棄物は第15条の4の3に同様の表現。

廃棄物処理法業許可不要系統図



廃棄物処理法業許可不要系統図

建設R法には許可
不要制度はない



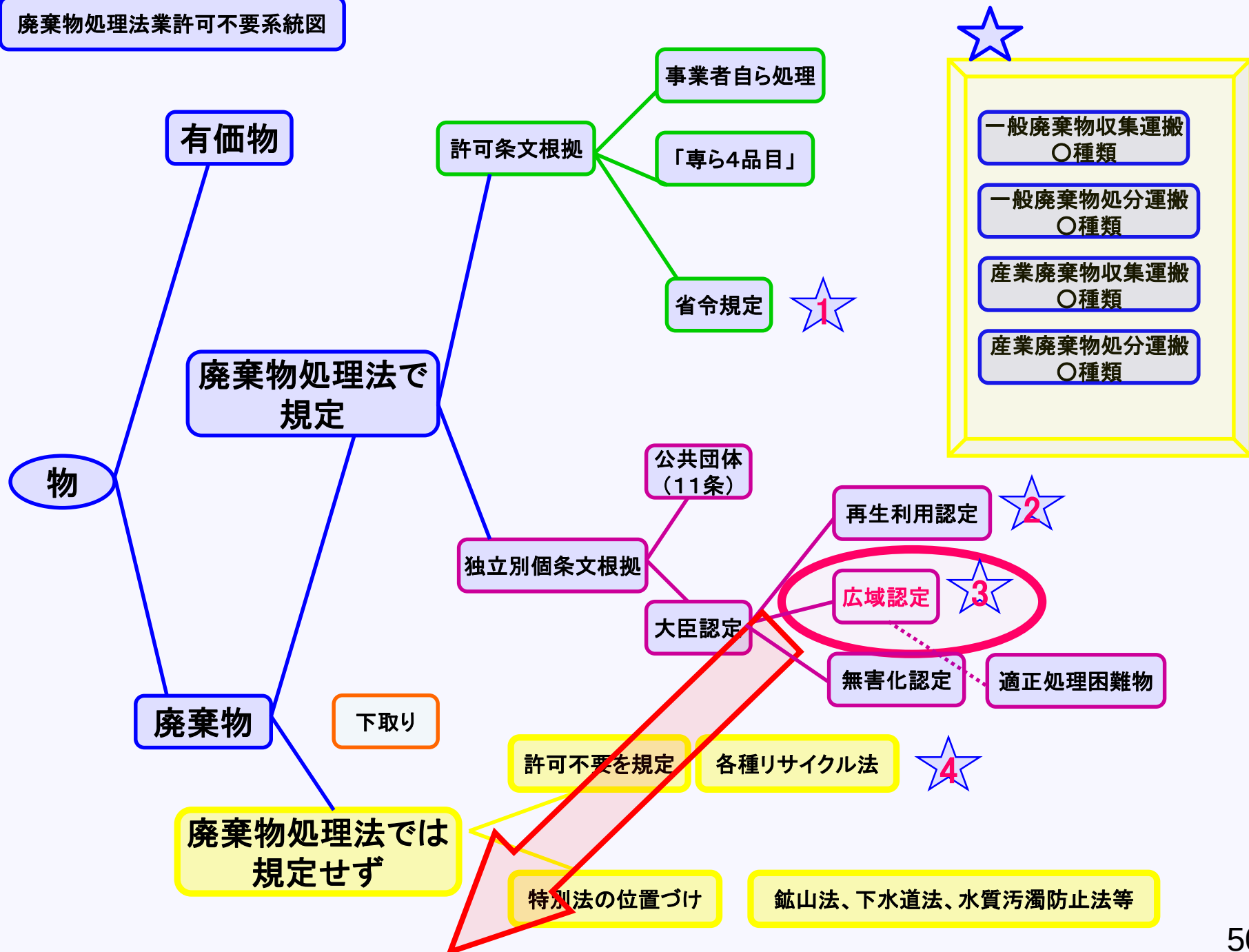
根拠条文

容器包装リサイクル法 (廃棄物処理法の特例等)

第三十七条

指定法人、認定特定事業者又はこれらの者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。)を業として実施する者(当該認定特定事業者から委託を受ける者にあつては、第十五条第二項第六号に規定する者である者に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項又は同条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

廃棄物処理法業許可不要系統図



大臣広域認定

一般廃棄物
収集運搬・処分
(法第9条の9)
66認定(27年時点)

大臣告示では13種に限定

現認定の種類
+ 廃スプリングマットレス

廃火薬類

廃FRP船

廃二輪自動車

廃パソコン

廃印刷機

廃消火器

廃携帯電話用装置

廃密閉型蓄電池

廃開放型鉛蓄電池

廃乳母車

廃乳幼児用ベッド

廃乳幼児用補助装置

現状は12種の廃棄物を認定



大臣広域認定

産業廃棄物
収集運搬・処分
(法第15条の4の3)
200認定(27年時点)

大臣告示はなく具体的な品目では限定していない

繊維製品(合成繊維又は合成樹脂を含む)

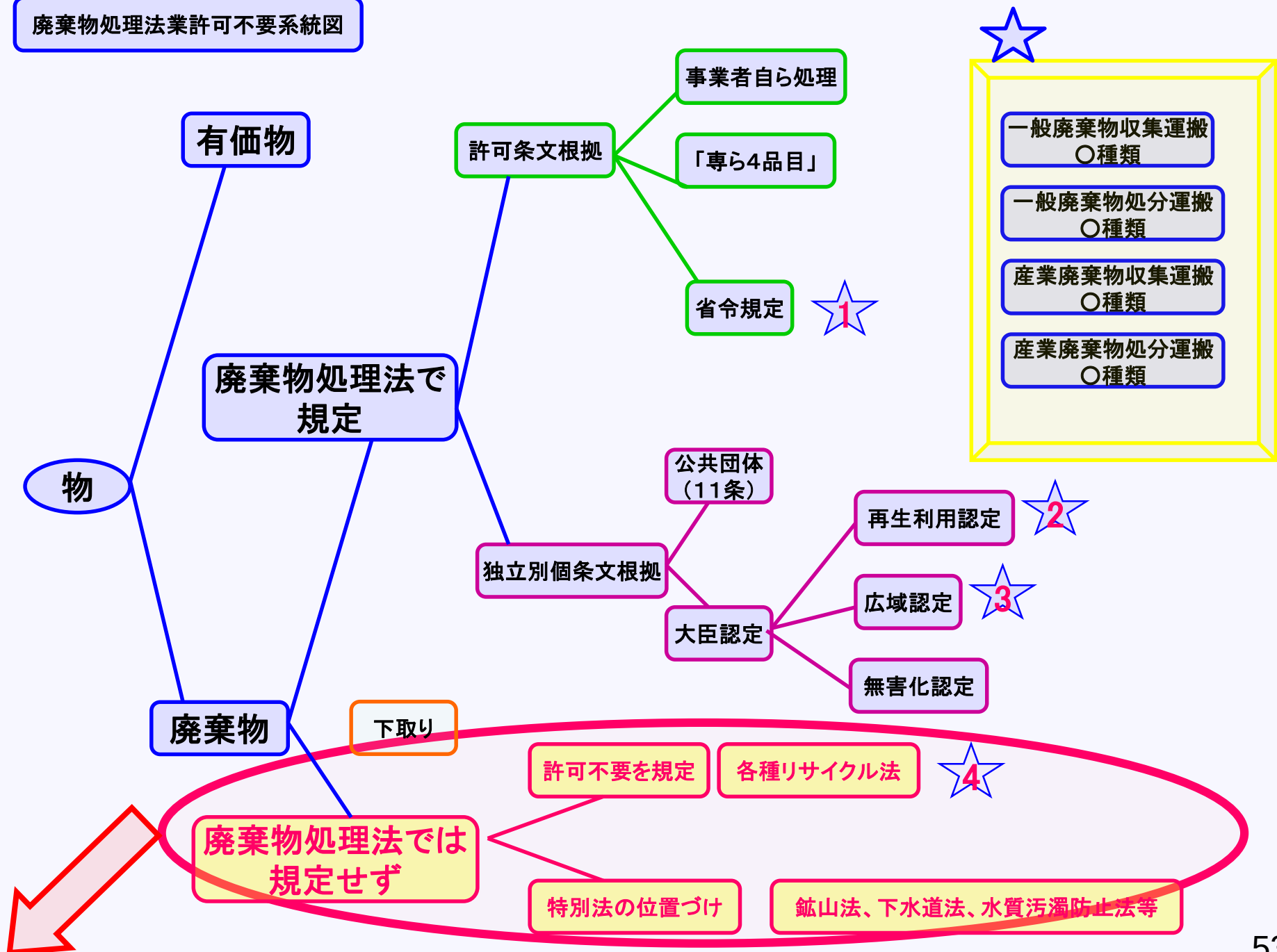
タイル、ブロック、衛生陶器の廃材

情報処理機器、通信機器及び
測定機器並びにそれらの梱包材

二輪自動車及び原動機付自転車

その他、種々

廃棄物処理法業許可不要系統図



廃棄物処理法業許可不要系統図

建設R法には許可
不要制度はない

許可不要
を規定

R法以外
(存在せず)

各種
リサイクル法

容器包装R法

家電R法

食品R法

自動車R法

小型家電R法

廃棄物処理法では
規定せず

特別法の
位置づけ

鉱山法、下水道法、
水質汚濁防止法等

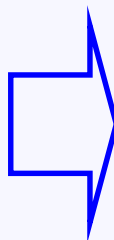
容器包装R法に規定する許可不要制度

容器包装R法第37条

1. 指定法人

2. 認定特定事業者

3. 1 or 2の委託を受ける者



一般廃棄物収集運搬業
又は
一般廃棄物処分業
許可不要

廃棄物処理法業許可不要系統図

建設R法には許可
不要制度はない

許可不要
を規定

R法以外
(存在せず)

各種
リサイクル法

容器包装R法

家電R法

食品R法

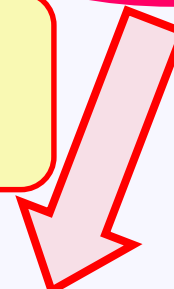
自動車R法

小型家電R法

廃棄物処理法では
規定せず

特別法の
位置づけ

鉱山法、下水道法、
水質汚濁防止法等



(認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例) 第十三条(抜粋)

認定事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第七項において同じ。))又は産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。次項及び次条第一項において同じ。))の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。)を業として実施することができる。



1. 「認定事業者は、これらの規定による許可を受けないで、業として実施することができる。」

認定事業者は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに処理業の許可は不要。



(認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例)第十三条(抜粋)

3 認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者(認定計画に記載された第十条第二項第六号に規定する者に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行うことができる。



1. 「認定事業者の委託を受けて実施する者は、これらの規定による許可を受けないで、業として実施することができる。」

2. 認定計画に記載された者に限る

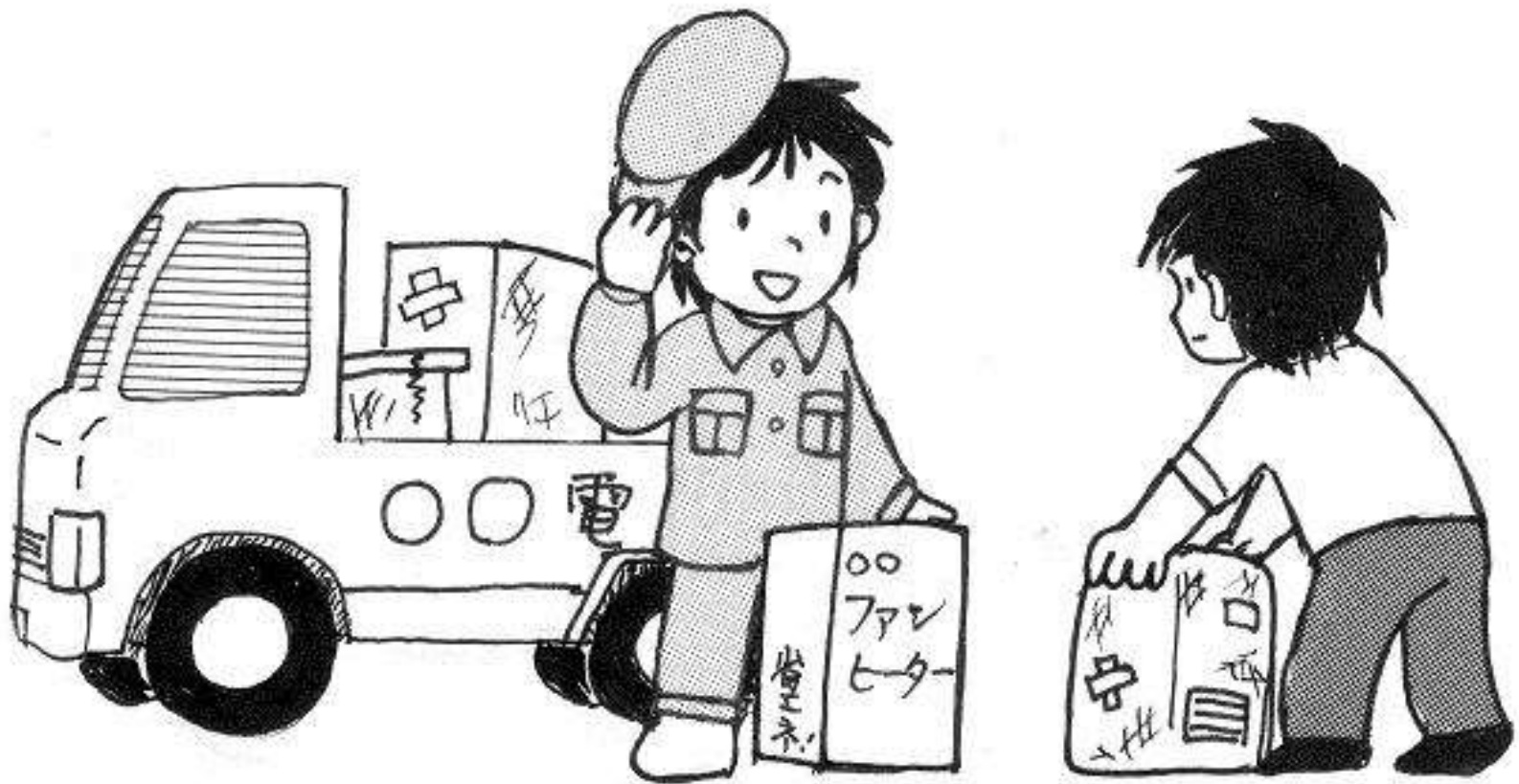
認定事業者の委託を受けて実施する者も、一般廃棄物、産業廃棄物ともに処理業の許可は不要。ただし、最初から申請書に記載してあって、計画に名前が載っている者だけ。



廃棄物処理法業許可不要系統図



「下取り」廃棄物の排出者は？



「下取り廃棄物」に関する通知

[昭和52年通知、改正最終平成10年衛環第37号問29通知]

問 いわゆる下取り行為には収集運搬業の許可が必要か。

答 新しい製品を販売する際に商習慣として同種の製品で使用済のものを無償で引取り、収集運搬にかかる下取り行為については、収集運搬業の許可は不要である。

「下取り」成立の条件

①「新しい製品を販売する際」

②「商習慣として」

③「同種の製品で使用済のもの」

④「無償で」

⑤「収集運搬にかかる」

行為の時期を限定。

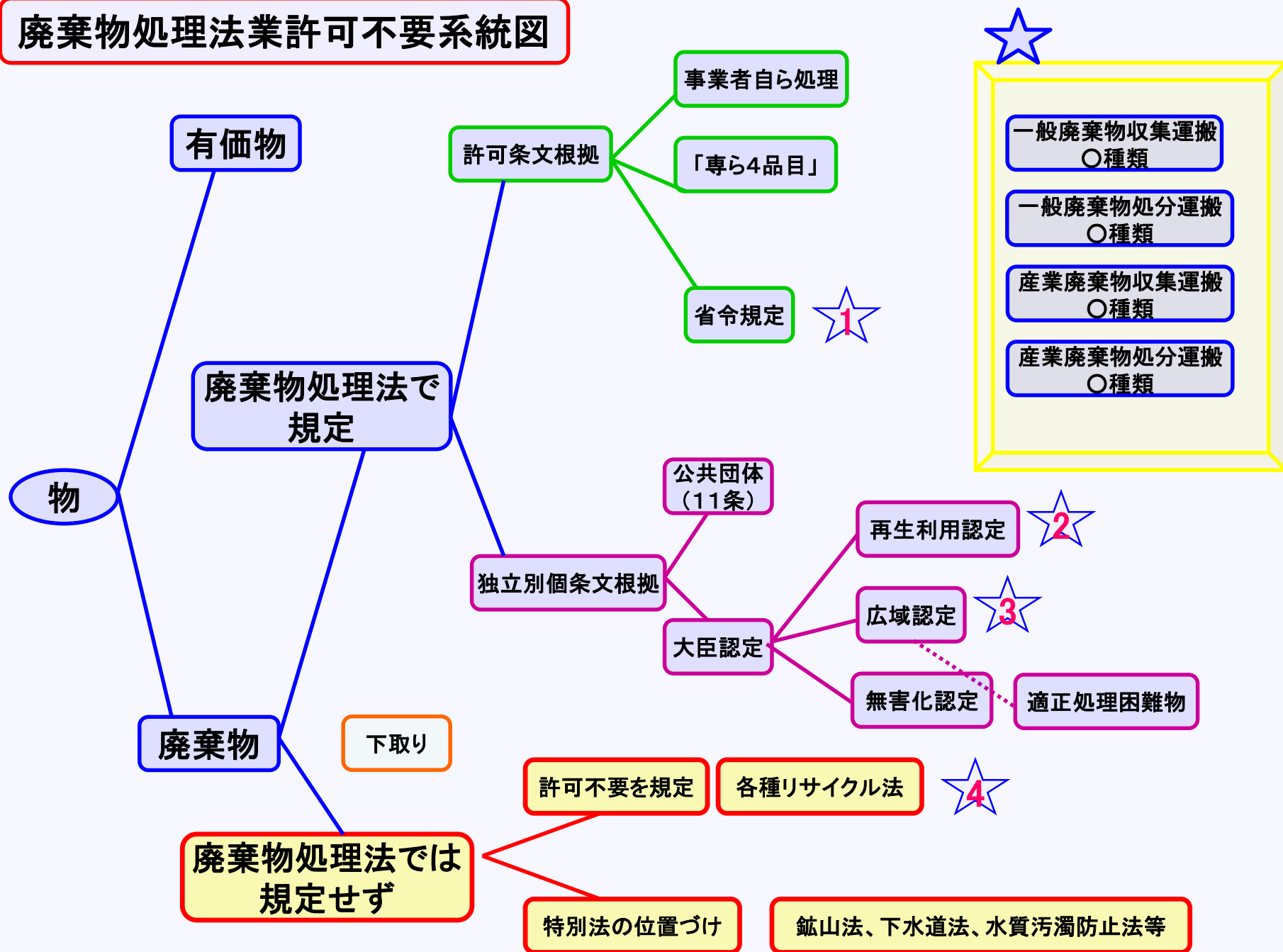
社会的に「習慣」と見なされる行為に限定。

物品を限定。

処理料金を限定。

処理の行為を収集運搬に限定。

廃棄物処理法業許可不要系統図



この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

- 1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)
- 2、どんな新たな制度が登場するのか。
- 3、新たな許可不要制度。
- 4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。
- 5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。
- 6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。
- 7、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？
- 8、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。
- 9、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。
- 10、市町村が関わる新制度(容リ法の変異形)
- 11、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。

なぜ、既存制度は活用しにくいのか。

「物」「行為者」「エリア」が限定される。

容り法→分別基準に適合した「物」に限定

知事・市町村長指定→「エリア」限定

広域認定→「自社製造物」限定

下取り→5つの要素

自り法、家電、小電R法→「物」「行為者」限定

この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

- 1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)
- 2、どんな新たな制度が登場するのか。
- 3、新たな許可不要制度。
- 4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。
- 5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。
- 6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。
- 7、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？
- 8、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。
- 9、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。
- 10、市町村が関わる新制度(容リ法の変異形)
- 11、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

誰が…………… 排出事業者
 どのような対象物に…… プラスチック資源
 どのようなことを…………… 再資源化計画
 どのような手法、方策で… 再資源化計画認定

<既存規制制度の緩和>

◎主務大臣認定の場合は
認定事業者は処理業許可不要

本来、「排出者」が自分の廃棄物を処理する場合は、許可不要。

この制度は、「再資源化計画認定」を受けた

(1)「排出事業者」の委託を受ければ、その受託業者は、許可不要。

(2)認定自体を「複数の排出事業者から委託される」として、認定を受けた者(排出事業者の共同処理をイメージ?)は、許可不要。



1、に該当

2、に該当

廃棄物処理にあたるので
通常は許可が必要

廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

法律で「許可不要制度」を明言しているもの。＜条文確認＞

2、排出事業者認定

（再資源化事業計画の認定）

第四十八条 次に掲げる者は、主務省令で定めるところにより、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化のためのプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分の事業（以下「再資源化事業」という。）の実施に関する計画（以下この条及び次条第四項において「**再資源化事業計画**」という。）を作成し、主務大臣の**認定**を申請することができる。

一 **自ら**が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする排出事業者（当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬又は処分の全部又は一部を**他人に委託**して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。）

二 **複数の排出事業者の委託を受けて**、これらの者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする者（当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集又は運搬の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。）

2、排出事業者認定＜条文確認＞

(廃棄物処理法の特例)

第五十条 認定再資源化事業者(第四十八条第一項**第一号**に掲げる者に限る。)の**委託**を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。以下この項において同じ。)を業として実施する者(認定再資源化事業計画に記載された同条第二項第六号に規定する者に限る。)は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

第五十一条 認定再資源化事業者(第四十八条第一項**第二号**に掲げる者に限る。以下この条において同じ。)は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。)を業として実施することができる。

第50条第1項→認定事業者からの委託者は産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要

第51条第1項→認定事業者(複数排出事業者委託)は産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要

ここで、ちょっと整理しておきましょう

そもそも排出事業者自身は許可不要

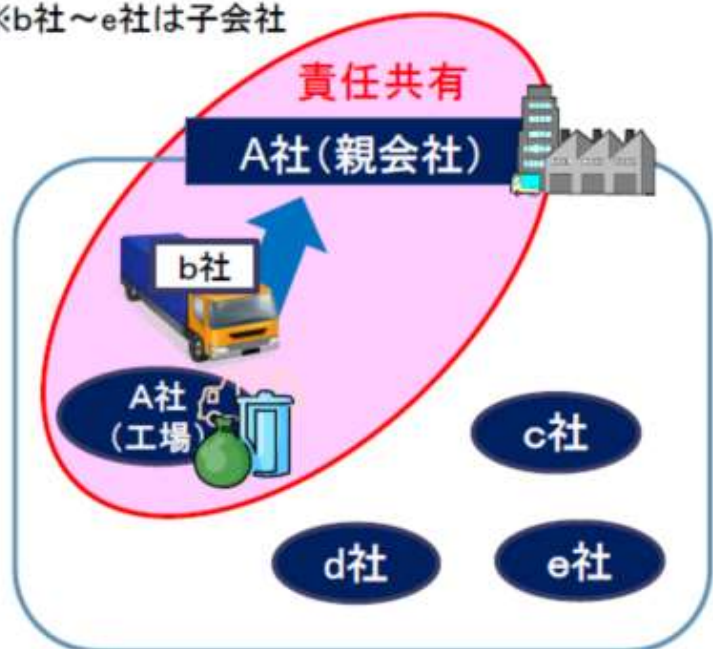
だから、排出事業者自身は許可不要制度は不要

第七条

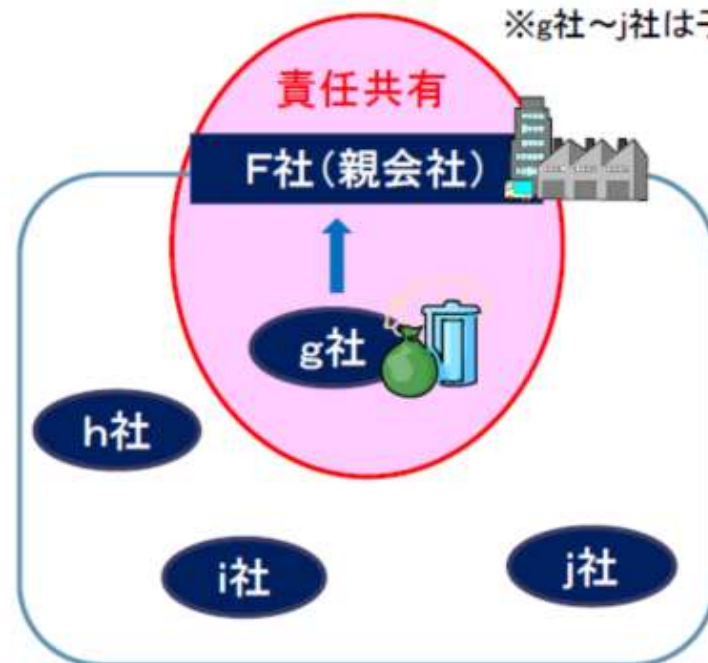
一般廃棄物の処理を業として行おうとする者は、(中略)市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処理する場合に限る。)、(中略)については、この限りでない。

しかし、他の排出事業者の物を扱うときは許可必要。

※b社～e社は子会社



※g社～j社は子会社



<親会社A(工場)が排出した廃棄物を子会社bが収集運搬する場合> <子会社gが排出した廃棄物を親会社F社の処理施設で処分する場合>

過去にも経済界からは要望が成されていた。

規制改革要望

企業グループ内における 産業廃棄物の自ら処理の容認

2014年 11月20日

一般社団法人日本経済団体連合会
環境本部

「親子会社」についての今までの運用は

平成五年三月三十一日 衛産第三六号

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長宛 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知 最終改正:平六衛産第九三号

(子会社)

問5 事業者が産業廃棄物を処理する目的で子会社を設立して当該事業者が排出する産業廃棄物を処理する場合、当該子会社は処理業の許可が必要か。

答 子会社が事業者と別の独立した法人格を有するものであれば、子会社が事業者の専属の下請けであっても、**他人の排出した産業廃棄物の処理を業として行うのであるから、処理業の許可が必要である。**

(親会社の処理)

問41

親会社の子会社の産業廃棄物を無償で引き取り、自社の産業廃棄物と併せて処理する場合には、「事業者がその産業廃棄物を収集若しくは運搬又は処分する場合」に該当することとなり、いわゆる自己処理を行っていることとなるか。

答 **独立した法人どうしであれば自己処理に該当せず、親会社には処理業の許可が必要である。**

「親子会社」類似の疑義応答

（協同組合）

問4 事業者が産業廃棄物を処理する目的で協同組合を設立して当該事業者が排出する産業廃棄物を処理する場合、当該組合は処理業の許可が必要か。

答 協同組合が事業者と別の独立した法人格を有するものであれば、処理業の許可が必要である。

（構内での運搬）

問7 Aの設置する工場の構内で、Aが排出する産業廃棄物を別法人Bが収集、運搬及び処分する場合、Bは処理業の許可が必要か。なお、Bは当該工場の場外では産業廃棄物の処理は一切行っていない。

答 Bの行為がAの設置する工場の構内でしか行われなくても、他人の排出した産業廃棄物を業として処理するのであれば、処理業の許可が必要である。

環境省のスタンス、「人格が違えば、許可は必要」

平成29年改正「親子会社」規定

環境省は、実際的には今までのスタンスを堅持したのではないか？

1、100%の株所有

2、排出事業者の規定

3、自社処理限定

4、産業廃棄物のみ

5、知事の認定

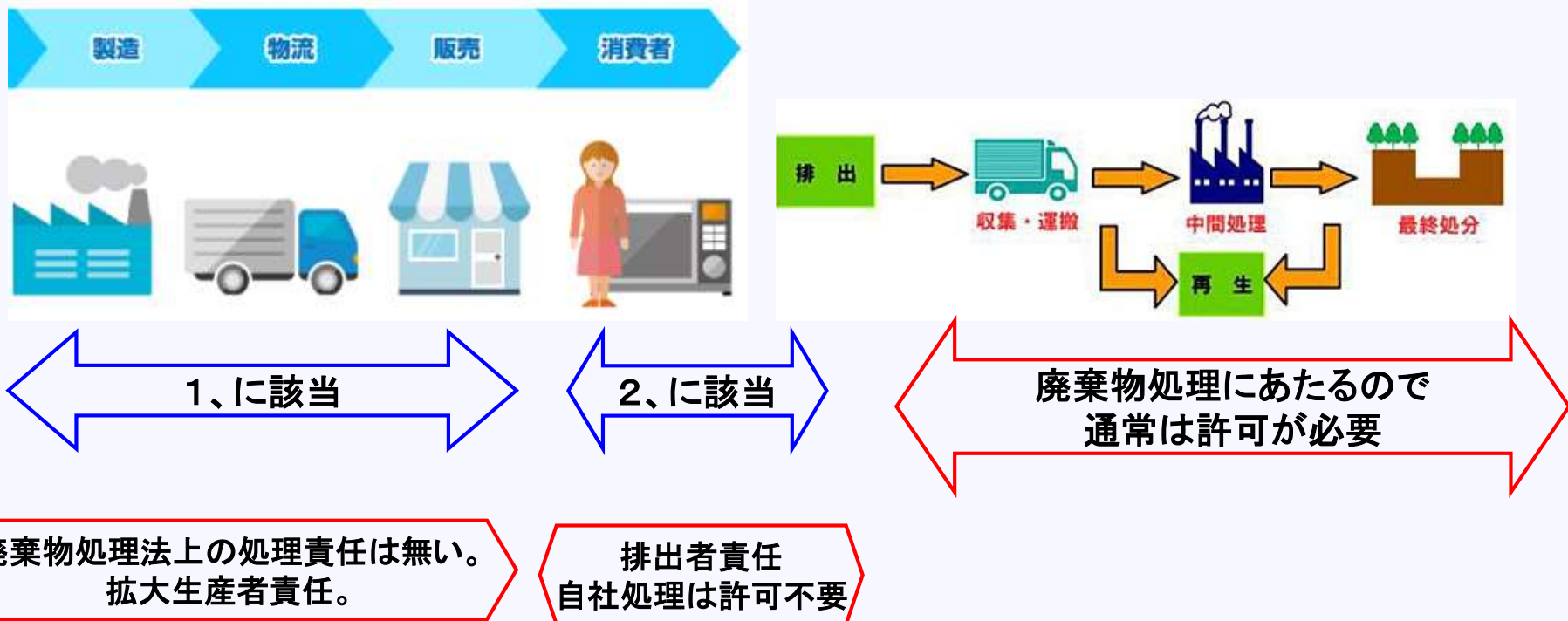
このような制約をクリアして、「知事の認定」を取ってやりたい、という会社はどのくらい存在するだろう？

認定をとっても、できる範囲は、「親子会社間の産業廃棄物の自社処理だけ」
だったら正攻法で、「処理業の許可」を取得したら。
許可さえ取れば、第三者の産業廃棄物も扱えるよ。

本来、「排出者」が自分の廃棄物を処理する場合は、許可不要。

この制度は、「再資源化計画認定」を受けた

- (1)「排出事業者」の委託を受ければ、その受託業者は、許可不要。
- (2)認定自体を「複数の排出事業者から委託される」として、認定を受けた者。(排出事業者の共同処理をイメージ?)



2、排出事業者認定＜条文確認＞

再掲

(廃棄物処理法の特例)

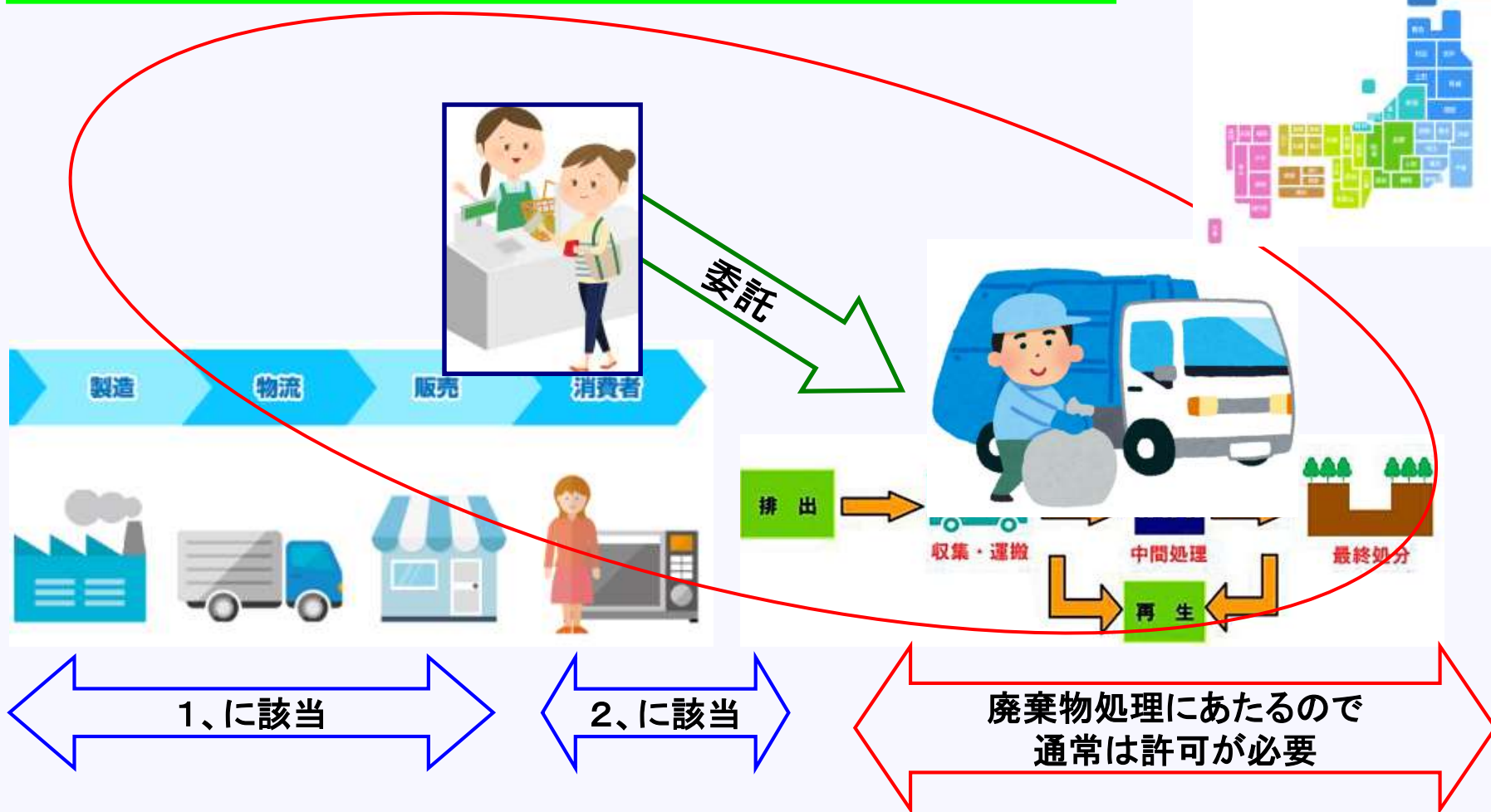
第五十条 認定再資源化事業者(第四十八条第一項**第一号**に掲げる者に限る。)の**委託**を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。以下この項において同じ。)を業として実施する者(認定再資源化事業計画に記載された同条第二項第六号に規定する者に限る。)は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

第五十一条 認定再資源化事業者(第四十八条第一項**第二号**に掲げる者に限る。以下この条において同じ。)は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。)を業として実施することができる。

第50条第1項→認定事業者からの委託者も産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要

第51条第1項→認定事業者(複数排出事業者委託)は産業廃棄物について収集運搬・処分ともに許可不要

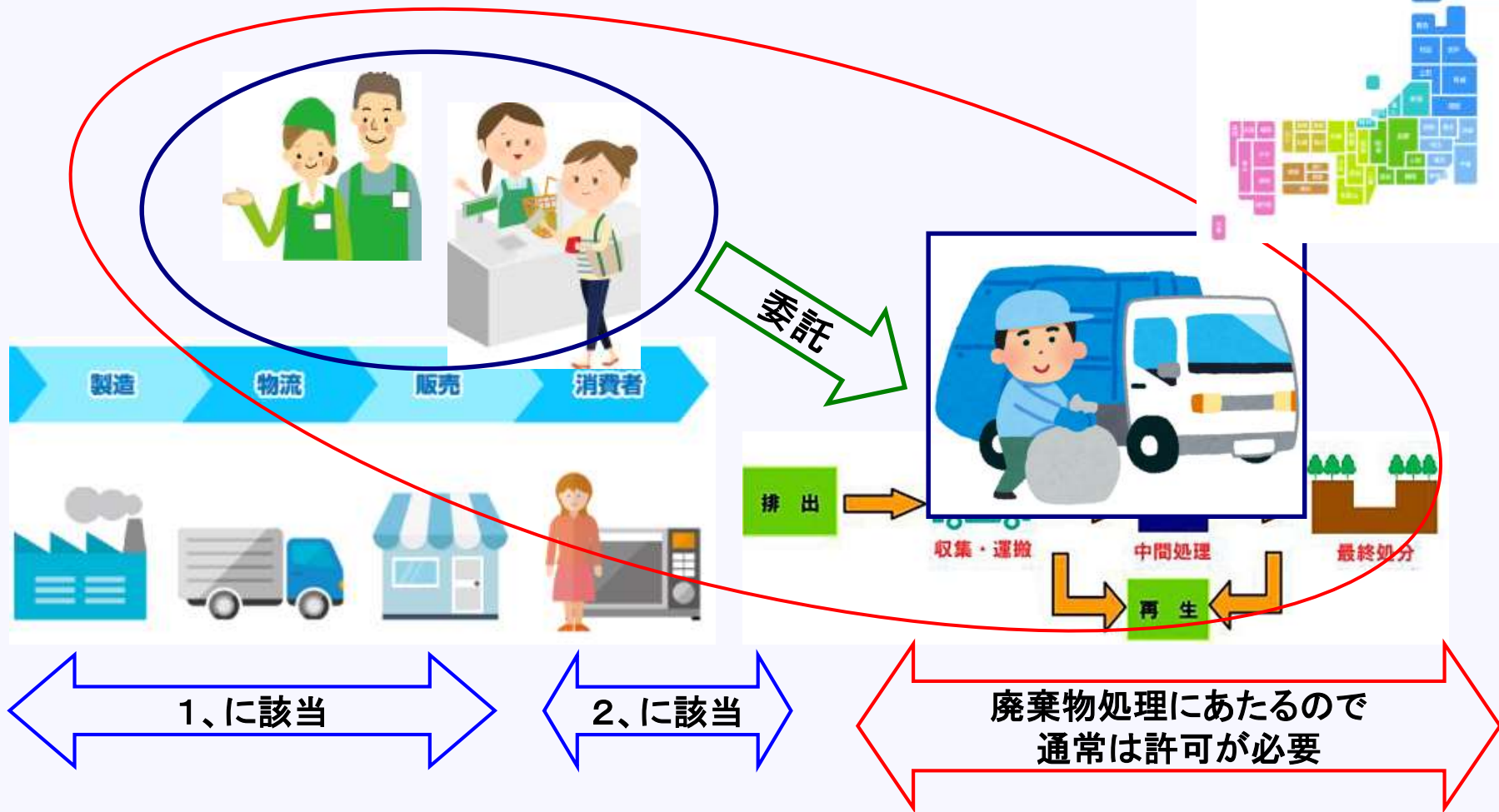
2、排出事業者認定(50条認定)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

2、排出事業者認定(51条認定)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

2、排出事業者認定の内容に変更時の手続きについては「1、製造・販売者自主回収認定の内容に変更」と同じなのでここでは省略。



と言うことは・・・

「許可不要制度」と言うものの、フリーハンドという訳ではない。

その手続きは許可とあまり変わらないのではないか

既存制度である大臣広域認定や小型家電R法と同レベルの「メリット」「デメリット」の感じがする。

自治体ごとの許可は不要という点ではメリット

事業内容、それを担う受託業者(リサイクラー)の変更はもちろん、使用する処理施設の変更も事前の変更認可が必要。(文言上は使用する車両の変更もこれに該当)

この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

- 1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)
- 2、どんな新たな制度が登場するのか。
- 3、新たな許可不要制度。
- 4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。
- 5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。
- 6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。
- 7、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？
- 8、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。
- 9、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。
- 10、市町村が関わる新制度(容リ法の変異形)
- 11、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。

この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

- 1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)
- 2、どんな新たな制度が登場するのか。
- 3、新たな許可不要制度。
- 4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。
- 5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。
- 6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。
- 7、産業界は既存業者とタッグを組むことを想定か？
- 8、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？
- 9、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。
- 10、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。
- 11、市町村が関わる新制度(容リ法の変異形)
- 12、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容リ法**ルートを活用した**再商品化**を可能にする。



＜プラスチック資源の例＞

- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う**再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等**を**省略**して再商品化事業者が実施することが可能に。

誰が……………

排出、回収である市町村

どのような対象物に……

プラスチック資源

どのようなことを……………

再商品化

どのような手法、方策で・

容リ法活用、民間連携

＜既存規制制度の緩和＞

◎主務大臣認定の再商品化事業の場合
選別、梱包等省略

容器包装R法に規定する許可不要制度

容器包装R法第37条

1. 指定法人

2. 認定特定事業者

3. 1 or 2の委託を受ける者

一般廃棄物収集運搬業
又は
一般廃棄物処分業
許可不要

容器包装R法第37条（廃棄物処理法の特例等）

第三十七条 指定法人、認定特定事業者又はこれらの者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の運搬又は再生に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定特定事業者から委託を受ける者にあつては、第十五条第二項第六号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項又は同条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けずに、当該行為を業として実施することができる。

2 指定法人は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

法律で「市町村容リ法活用ルート」を明言しているもの。＜条文確認＞

プラ新法(容器包装再商品化法の特例)

(再商品化の委託)

第三十二条 市町村は、分別収集物(環境省令で定める基準に適合するものに限る。第三十六条において同じ。)の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人(第三十六条において「指定法人」という。)に委託することができる。

(再商品化計画の認定)

第三十三条 市町村は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、分別収集物の再商品化の実施に関する計画(以下この条及び次条第四項第一号において「再商品化計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 再商品化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1号～5号略)

六 分別収集物の収集、運搬又は処分(再生を含む。次項第四号ロ、第三十九条第三項第三号ロ及びハ並びに第四十八条第三項第三号ロ及びハを除き、以下同じ。)を行う者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

法律で「市町村容リ法活用ルート」を明言しているもの。＜条文確認＞

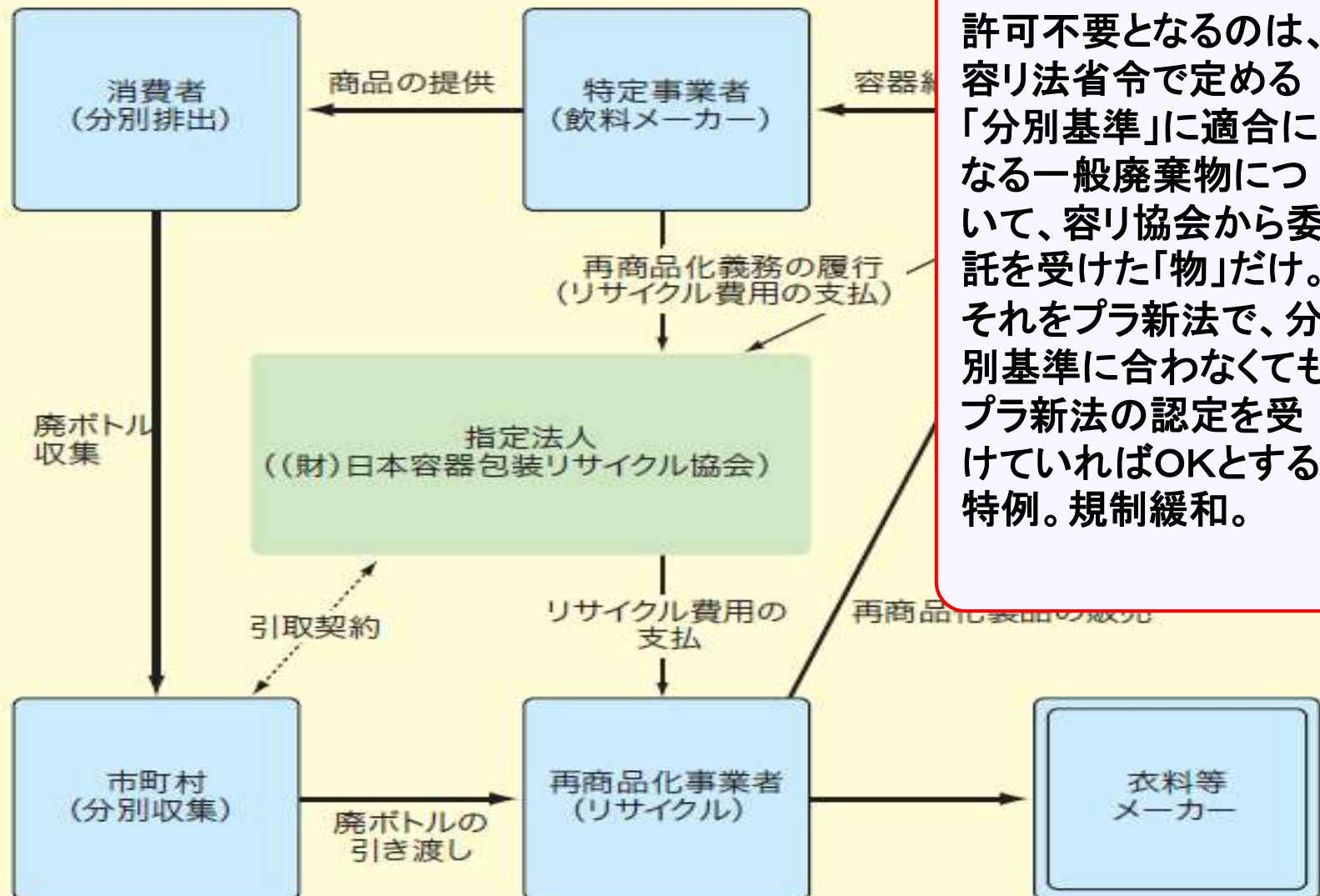
プラ新法（容器包装再商品化法の特例）

第三十五条 認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物については、これを容器包装再商品化法第二条第六項に規定する**分別基準適合物**とみなして、容器包装再商品化法の規定を適用する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

第二条 6 この法律において「**分別基準適合物**」とは、市町村が第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、**環境省令で定める基準に適合**するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。

容器包装リサイクル法のスキーム (指定法人ルート・ペットボトルの場合)



許可不要となるのは、容リ法省令で定める「分別基準」に適合になる一般廃棄物について、容リ協会から委託を受けた「物」だけ。それをプラ新法で、分別基準に合わなくても、プラ新法の認定を受けていればOKとする特例。規制緩和。

法律で「市町村容リ法活用ルート」を明言しているもの。＜条文確認＞

プラ新法第36条

(廃棄物処理法の特例)(趣旨が変わらない程度に簡略表現にしています)

第三十六条 第三十二条の規定により市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。)を実施する**指定法人**又は**指定法人の再委託**を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を**業として実施**することができる。

2 廃棄物処理法第六条の二第二項の規定にかかわらず、第三十二条の規定により市町村が分別収集物の再商品化に必要な行為(一般廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。)を指定法人に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 指定法人は、市町村の委託を受けた分別収集物の再商品化に必要な行為(**産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。**)を他人に再委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

1 指定法人(容リ法協会)は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに収集運搬業者、処分業許可不要。

指定法人の再委託を受けて業として実施する者(リサイクラー)は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに収集運搬業者、処分業許可不要。

2、3項は次頁の委託、受託関連。

法律で「市町村容リ法活用ルート」を明言しているもの。＜条文確認＞

(廃棄物処理法の特例)(趣旨が変わらない程度に簡略表現にしています)

第三十六条

4 **指定法人**(市町村の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を実施する場合に限る。)は、廃棄物処理法の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

5 **指定法人の再委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者**は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

4 指定法人(容リ法協会)は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに収集運搬、処分業許可業者とみなす。

5 指定法人の再委託を受けて業として実施する者(リサイクラー)は、委託、受託関係も一般廃棄物業者、産業廃棄物業者とみなす。

この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

- 1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)
- 2、どんな新たな制度が登場するのか。
- 3、新たな許可不要制度。
- 4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。
- 5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。
- 6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。
- 7、産業界は既存業者とタッグを組むことを想定か？
- 8、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？
- 9、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。
- 10、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。
- 11、市町村が関わる新制度(容リ法の変異形)
- 12、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。

この話はいろんな制度が登場し、わかりにくいと思いますので、あらかじめ、あらすじを示しておきます。

- 1、プラ新法の概要(環境省の説明資料から)
- 2、どんな新たな制度が登場するのか。
- 3、新たな許可不要制度。
- 4、製造者、販売者が対象(主体)の許可不要制度。
- 5、許可は不要であるが、複雑な諸手続。
- 6、なぜ、画期的な規制緩和は期待出来ないのか。
- 7、産業界は既存業者とタッグを組むことを想定か？
- 8、既存の許可不要制度にはどんなものがあるのか？
- 9、なぜ、既存制度は活用しにくいのか。
- 10、排出事業者が対象(主体)の許可不要制度。
- 11、市町村が関わる新制度(容り法の変異形)
- 12、BUNさんが予想する新許可不要制度の運用。

既存の許可不要制度も種々有るが、それぞれに一長一短。
廃棄物処理法で許可制度を設定している限り、ノールールと言う訳にはいかない。

既存の規制は、それなりの経緯、理由があって制度化されたものの。

そのルールを撤廃、緩和しようと言うのが、許可不要制度。
規制緩和は、どの要因について「緩和」「撤廃」しようとしているのか？

「物」「主体」「エリア」「行為」どの要因についてなのか？

こういったことを勘案すると、プラ新法の新たな許可不要制度は次のような形になるのではないか(あくまで推測)

「市町村容リ法活用ルート」については、部外者(多くの世間一般の人達)から見ると、外形上は変わらず。

国民→「市町村から指示される分別方法」に従って、排出すればよい

市町村→プラ新法の趣旨も踏まえて、新たな「計画」の策定。

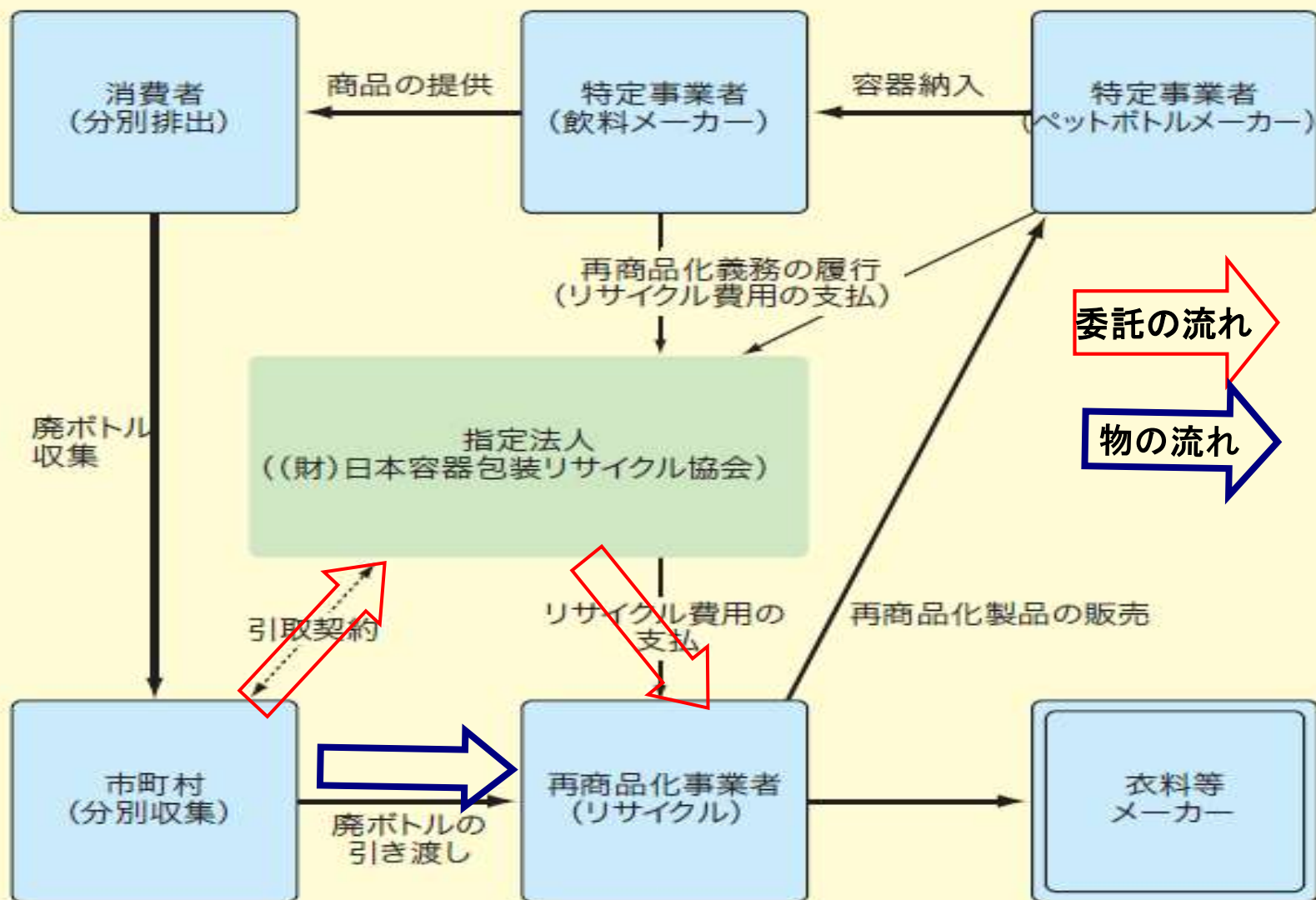
とは言うものの、受け皿が無くては計画は策定出来ない。

結局、国、容リ協会が提示する「メニュー」に沿った計画の策定。

処理業界→市町村が乗ってこれる処理施設、分別手法を提示、提案。

これができる処理業者は「許可不要」で全国展開が可能となる。

「市町村容リ法活用ルート」



1、製造・販売者自主回収認定

2、排出事業者認定

については、認定申請する「立場」こそ違うが、実質的には大きな違いは無いように思える。

- ・認定者そのものが廃プラスチック類の処理を行うケースは少ない。
- ・認定者から委託を受けたりサイクラーが実際の処理を行うことケースが多い。
- ・知事、市町村長からの個々の業許可は不要ではある。
- ・特に製造・販売者自主回収認定の一般廃棄物処理業許可不要は大きい。
- ・手続き的にはそれ程のメリットは無いのではないか。

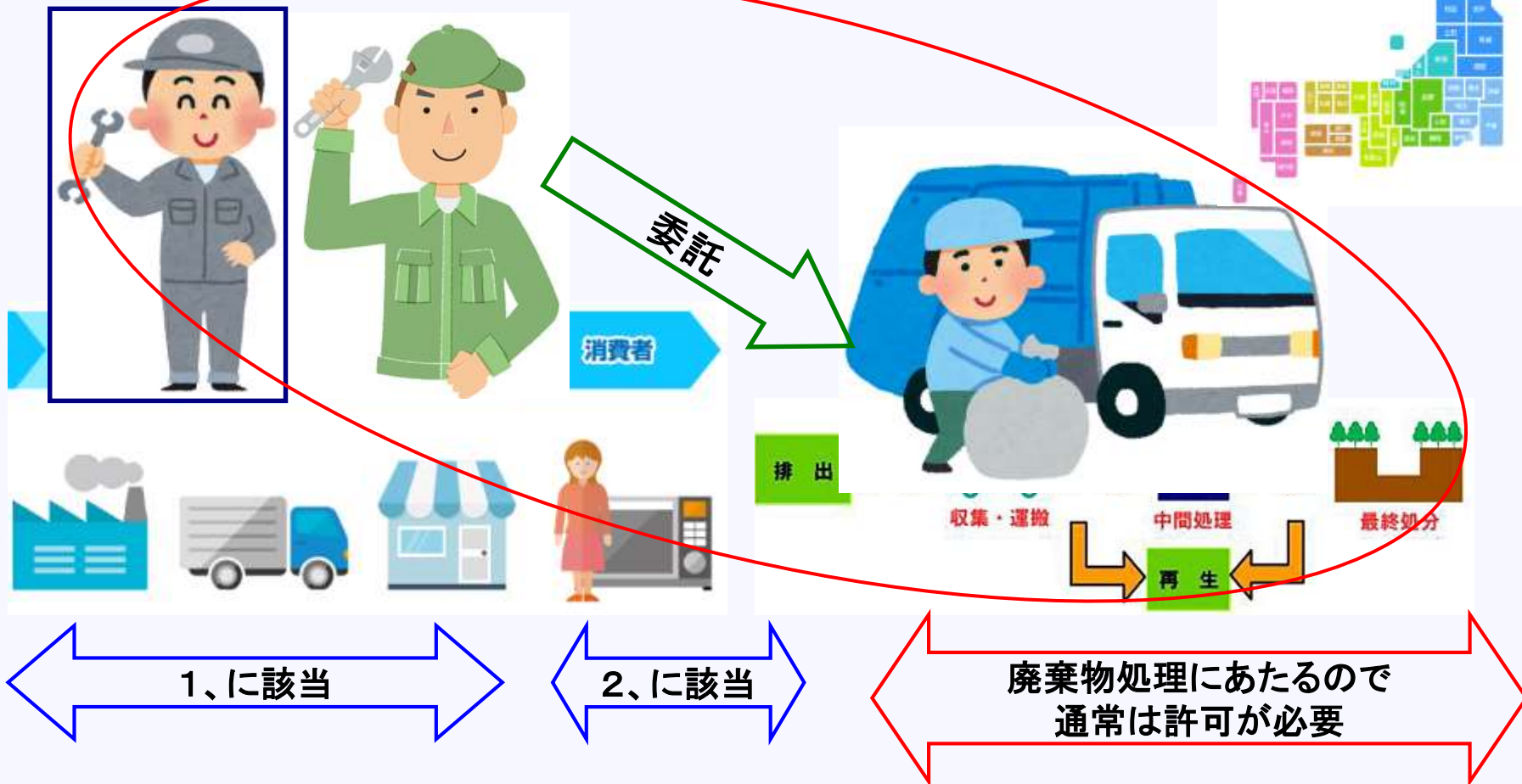
ただし、次の事項については若干の規制緩和はあるかも。

- ・マニフェストの交付義務。(広域認定、家電R法では不要、小型家電R法では必要。)
- ・委託契約書の締結義務(家電R法では代替措置。他は必要)
- ・使用車両の届出義務。
- ・車両表示(不要の先例は無い)
- ・保管量上限(優良認定業者には規定有り。)
- ・保管期間(優良認定業者には規定有り。)

緩和措置は無いと思われる規制

- ・飛散、流出、悪臭、地下浸透、そ族(ねずみ)、害虫の予防
- ・実績報告
- ・改善命令、措置命令等の行政処分

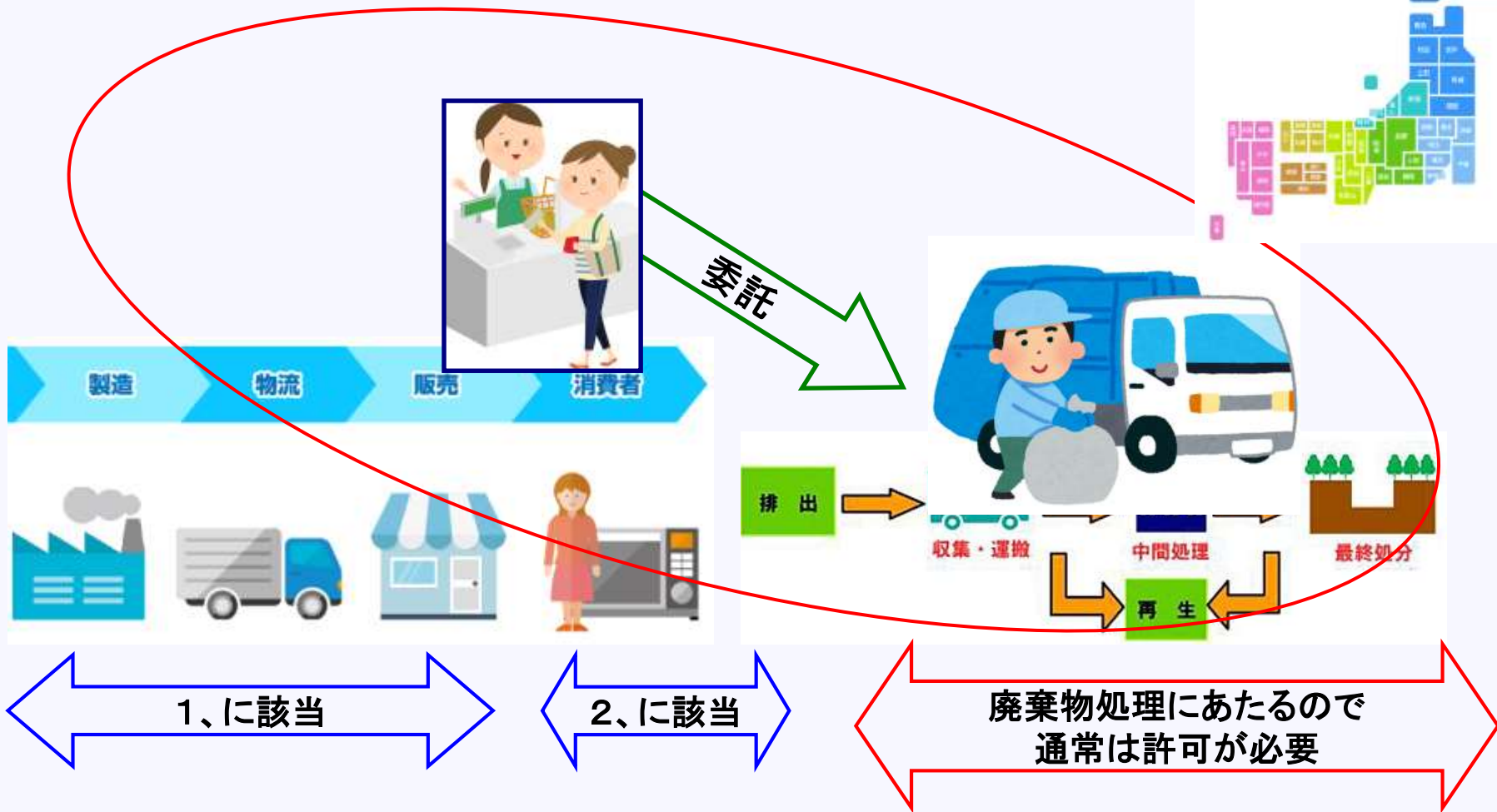
「1、製造・販売者自主回収」(41条3項認定)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

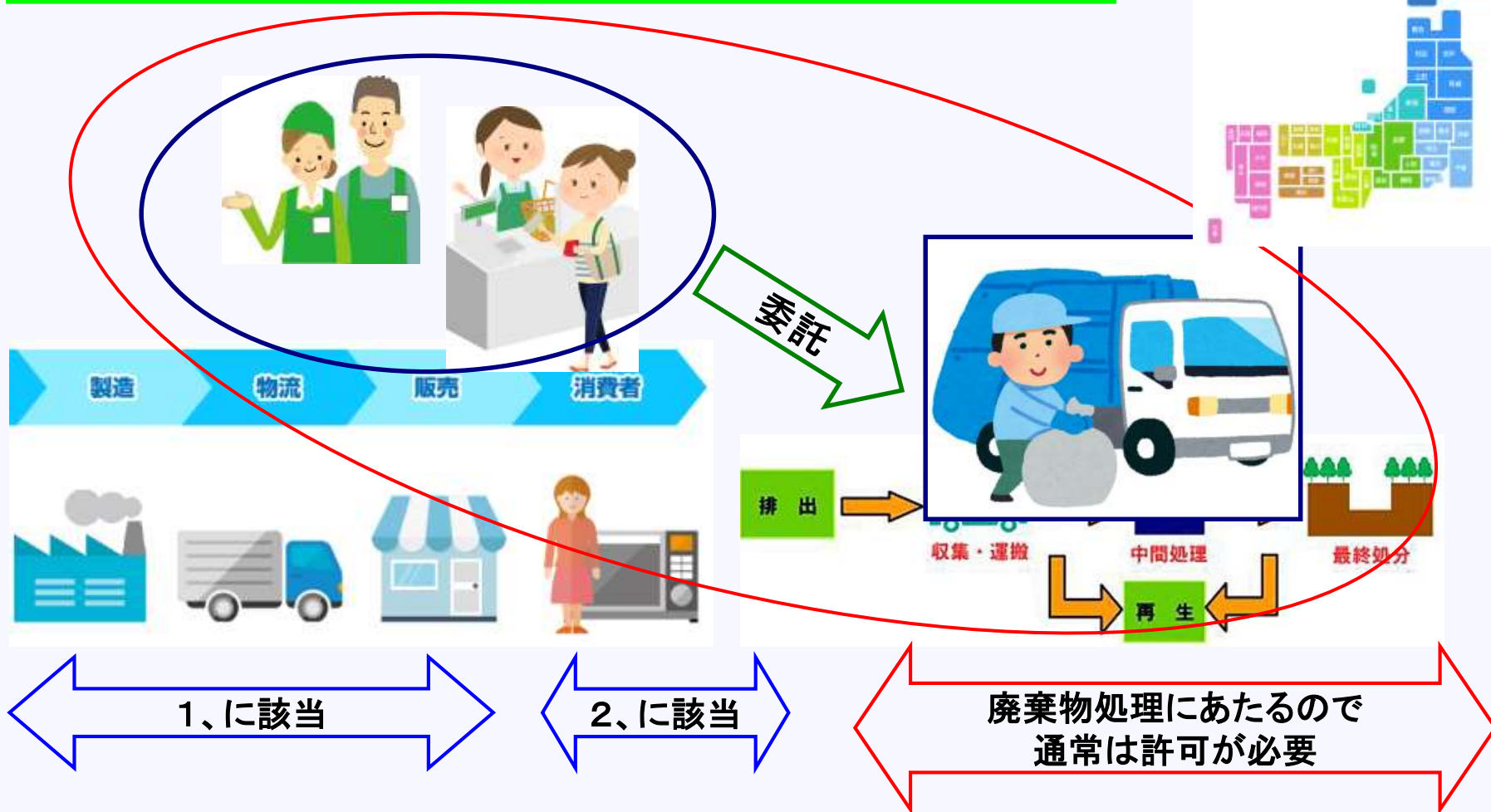
2、排出事業者認定(50条認定)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

2、排出事業者認定(51条認定)



廃棄物処理法上の処理責任は無い。
拡大生産者責任。

排出者責任
自社処理は許可不要

「プラ新法」の概要と想定される許可不要制度



BUN環境課題研修事務所

主宰 長岡 文明